

# 津みどりの森こども園整備に伴う 津市立神戸幼稚園増築その他（電気設備）工事

図面リスト			
電気設備工事			
図面番号	図面内容	図面番号	図面内容
E-01	電気設備工事 特記仕様書1	E-32	自動火災報知設備、火災通報設備、防火戸設備 系統図・凡例
E-02	電気設備工事 特記仕様書2	E-33	自動火災報知設備図、火災通報設備図、防火戸設備図
E-03	電気設備工事 特記仕様書3	E-34	幹線・空調電源設備 撤去図
E-04	高圧受変電設備 単線結線図	E-35	コンセント・弱電設備 撤去図
E-05	付近見取図、工事区分表	E-36	電灯・自動火災報知設備 撤去図
E-06	現況全体配置図	E-37	放課後児童クラブ 解体 電気設備 撤去図
E-07	高圧受変電設備 姿図	E-38	小学校 単線結線図
E-08	高圧及び幹線設備 系統図・幹線サイズ表	E-39	小学校 幹線設備図
E-09	動力分電盤結線図	E-40	小学校 幹線動力設備図
E-10	電灯分電盤結線図	E-41	小学校 コンセント設備図
E-11	幹線設備図	E-42	小学校 電灯設備図
E-12	動力設備図1	E-43	小学校 弱電設備 配置図
E-13	動力設備図2	E-44	小学校 非常放送設備図
E-14	動力設備図3	E-45	小学校 自動火災報知設備図
E-15	調理室 動力・コンセント設備図	E-46	小学校 弱電設備図
E-16	コンセント設備図1	A-30	立面図No.1【参考】
E-17	コンセント設備図2	A-31	立面図No.2【参考】
E-18	コンセント設備図3	A-32	断面図【参考】
E-19	照明器具姿図	A-34	改修後 矩計図No.2【参考】
E-20	電灯設備図1	A-35	改修後 矩計図No.3【参考】
E-21	電灯設備図2	A-38	改修後 矩計図No.6【参考】
E-22	電灯設備図3		
E-23	便所1・3・4 電灯設備図		
E-24	便所5・6・7 電灯設備図		
E-25	非常照明設備図		
E-26	誘導灯設備図		
E-27	弱電設備 系統図		
E-28	弱電設備 機器姿図		
E-29	弱電設備図		
E-30	非常放送設備 系統図・系統表・機器姿図		
E-31	非常放送設備図		

電気設備工事特記仕様書																																																																																																																																																																																												
I. 工事概要																																																																																																																																																																																												
1. 工事名称 津みどりの森こども園整備に伴う津市立神戸幼稚園増築その他（電気設備）工事																																																																																																																																																																																												
2. 工事場所 津市 神戸 地内																																																																																																																																																																																												
3. 建物概要																																																																																																																																																																																												
建 物 概 要	構 造	階 数	延べ面積 (m <sup>2</sup> )	用途区分																																																																																																																																																																																								
(仮称) 津みどりの森こども園 鋼筋コンクリート造及び鉄骨造	1階	2028.65 m <sup>2</sup>	6階-(ハ)	消防法施行令別表第一																																																																																																																																																																																								
津市立神戸小学校 普通教室北棟 鋼筋コンクリート造	3階	1703.47 m <sup>2</sup>	16階-(ロ)																																																																																																																																																																																									
計																																																																																																																																																																																												
(延べ面積は建築基準法による表記)																																																																																																																																																																																												
4. 工事種目																																																																																																																																																																																												
主な工事種目は、下記の〇印のついたものである。																																																																																																																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 事 種 目</th> <th colspan="4">工 事 場 所</th> </tr> <tr> <th>こども園</th> <th>小学校</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力設備</td> <td>一式</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>動力設備</td> <td>一式</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雷保護設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>接地設備</td> <td>一式</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>受変電設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電力貯蔵設備</td> <td>直流水源設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>交流無停電電源設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>電力平準化蓄電設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>分散電源は付一セイハシ付</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発電設備</td> <td>ディーゼル発電設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガスエンジン発電設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガスタービン発電設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>太陽光発電設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>風力発電設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他発電設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通信・情報設備</td> <td>構内情報通信設備</td> <td>一式</td> <td>一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>構内交換設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>情報表示設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>映像・音響設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>拡声設備</td> <td>一式</td> <td>一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>誘導支援設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>テレビ共同受信設備</td> <td>一式</td> <td>一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>テレビ電波障害防除設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>監視カメラ設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>駐車場管制設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>防犯・入退室管理設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>自動火災報知設備</td> <td>一式</td> <td>一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>自動閉鎖設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常警報設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガス漏れ火災警報設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>中央監視制御設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療関係設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>構内電線路</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>構内通信線路</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					工 事 種 目	工 事 場 所				こども園	小学校			電力設備	一式	一式			動力設備	一式	一式			雷保護設備					接地設備	一式	一式			受変電設備	一式				電力貯蔵設備	直流水源設備					交流無停電電源設備					電力平準化蓄電設備					分散電源は付一セイハシ付				発電設備	ディーゼル発電設備					ガスエンジン発電設備					ガスタービン発電設備					太陽光発電設備					風力発電設備					その他発電設備				通信・情報設備	構内情報通信設備	一式	一式			構内交換設備	一式				情報表示設備					映像・音響設備	一式				拡声設備	一式	一式			誘導支援設備	一式				テレビ共同受信設備	一式	一式			テレビ電波障害防除設備					監視カメラ設備					駐車場管制設備					防犯・入退室管理設備					自動火災報知設備	一式	一式			自動閉鎖設備					非常警報設備					ガス漏れ火災警報設備					中央監視制御設備					医療関係設備					構内電線路	一式				構内通信線路	一式				その他			
工 事 種 目	工 事 場 所																																																																																																																																																																																											
	こども園	小学校																																																																																																																																																																																										
電力設備	一式	一式																																																																																																																																																																																										
動力設備	一式	一式																																																																																																																																																																																										
雷保護設備																																																																																																																																																																																												
接地設備	一式	一式																																																																																																																																																																																										
受変電設備	一式																																																																																																																																																																																											
電力貯蔵設備	直流水源設備																																																																																																																																																																																											
	交流無停電電源設備																																																																																																																																																																																											
	電力平準化蓄電設備																																																																																																																																																																																											
	分散電源は付一セイハシ付																																																																																																																																																																																											
発電設備	ディーゼル発電設備																																																																																																																																																																																											
	ガスエンジン発電設備																																																																																																																																																																																											
	ガスタービン発電設備																																																																																																																																																																																											
	太陽光発電設備																																																																																																																																																																																											
	風力発電設備																																																																																																																																																																																											
	その他発電設備																																																																																																																																																																																											
通信・情報設備	構内情報通信設備	一式	一式																																																																																																																																																																																									
	構内交換設備	一式																																																																																																																																																																																										
	情報表示設備																																																																																																																																																																																											
	映像・音響設備	一式																																																																																																																																																																																										
	拡声設備	一式	一式																																																																																																																																																																																									
	誘導支援設備	一式																																																																																																																																																																																										
	テレビ共同受信設備	一式	一式																																																																																																																																																																																									
	テレビ電波障害防除設備																																																																																																																																																																																											
	監視カメラ設備																																																																																																																																																																																											
	駐車場管制設備																																																																																																																																																																																											
	防犯・入退室管理設備																																																																																																																																																																																											
	自動火災報知設備	一式	一式																																																																																																																																																																																									
	自動閉鎖設備																																																																																																																																																																																											
	非常警報設備																																																																																																																																																																																											
	ガス漏れ火災警報設備																																																																																																																																																																																											
	中央監視制御設備																																																																																																																																																																																											
	医療関係設備																																																																																																																																																																																											
	構内電線路	一式																																																																																																																																																																																										
	構内通信線路	一式																																																																																																																																																																																										
	その他																																																																																																																																																																																											

II. 共通仕様				
1. 面面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。（最新のものを適用）				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省大臣官房官房建総部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）</li> <li>・国土交通省大臣官房官房建総部監修「公共建築設工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編）</li> <li>・国土交通省大臣官房官房建総部監修「建築工事規格・施工指針」（電気設備工事編・機械設備工事編）</li> <li>・国土交通省大臣官房官房建総部監修「公共建築改工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）</li> <li>・電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準）</li> <li>・電気設備工事の業務の適正化に関する法律</li> <li>・電気工事法</li> <li>・電気設備法</li> <li>・消防法</li> <li>・消防関連法規（条例・所蔵者指揮要領を含む。）</li> <li>・電気会社供給契約</li> <li>・その他関連法令・関連諸基準</li> </ul>				
2. 共通事項				
下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。				
項 目	特 記 事 項			
1. 一般事項				
(1) 工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各工事基準に準拠し監督員指⽰の下に入念かつ誠実に施工すること。				
(2) 設計図面に定められた内容、規格の拘束より、取り合ひの不必要な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤認及び誤解を防ぐため、監督員と協議するなどして将来不具合が発生するうるうと想される場合は、協議のうえ改善策を講じること。				
(3) 他の工事の取扱いについては、現地で担当工事開業者間に協議し、円滑な工事進行に努めること。				
(4) 調整不能の場合は、監督員の指示により施工し施工作業を行なうこと。				
2. 官公署への手続き				
(1) 工事の着手、着工、完成にあたり、関係官署への必要な届出、手続き等を遅延しないよう。				
なお、該当手続きに係る費用は受注者の負担とする。				
●消防設備関係	●電気工作物関係	●受電開閉器	●通信関係	●建設工事関係
(2) その他の				
3. 消防法関係の手続き				
(1) 消火器等による消防用設備等設置届出書の作成				
●本工事 ( ) 建築工事 ( ) 電気設備工事 ( ) 機械設備工事 ( ) - 別途工事				
(2) 防火対象物使用開始届出書				
香煙の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。				
4. 工事用設備	●（耐震性の確認と協議）			
(1) 本工事に必要な工事用電力、水等の費用は受注者の負担とする。				
(2) 本工事に必要な工事用電力は既設電気回路に接続し、通電した後から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。また、本受電後、引渡しまでの間は、建設工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。				
新規、増設等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は受注者に負担される。				
5. 増設				
大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法（扉、天井高さ、搬入経路上の柱や梁等）、障害物（足場等）、搬入方法、運送車両、搬重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天時の場所の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。				
6. 製品確認	●（製品の品質と協議）			
発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品ではない品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機会が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。				
7. 機材等の検査及び試験	●（機材の動作確認、電極、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること）			
8. 完成確認及び完成検査時の電源確保				
9. 完成時の操作説明	●（タイム、総合整、動力等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機器に記入するものとする。）			
10. 不正鞋油の使用的禁止	●（市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材の輸出入車両を含む。）並びに建設機械等の運搬車両にて運搬して、地方税法第144条の32（製造者の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料の使用を禁ずること）			
11. 施工計画等	●（受注者は市が使用燃料の採油検査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。受注者は、不正絆油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者に不正絆油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じよう管理及び監督しなければならない。）			
12. その他の	●（監督員が指示する図書及び工事の容量計算等に必要な箇所）			
13. 施工条件	●（下記の図面は、監督員の指示によれば、監督員と協議して打合せを行う。）			
14. 事故の発生時	●（1）絶縁被覆の剥離等の作業においては、電気設備工事施工圖書とする。			
15. 建設副産物の利用	●（2）工事の場合は、電気設備工事施工圖書とする。			
16. 建設副産物の利用	●（3）施工図（ブロック図、平面図、断面図、各種詳細図）			
17. 建設副産物の利用	●（4）国土交通省大臣官房官房建総部監修「公共建築改工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）			
18. 建設副産物の利用	●（5）施工図（ブロック図、平面図、断面図、各種詳細図）			
19. 建設副産物の利用	●（6）その他、監督員の指示する図書及び工事の容量計算等に必要な箇所）			

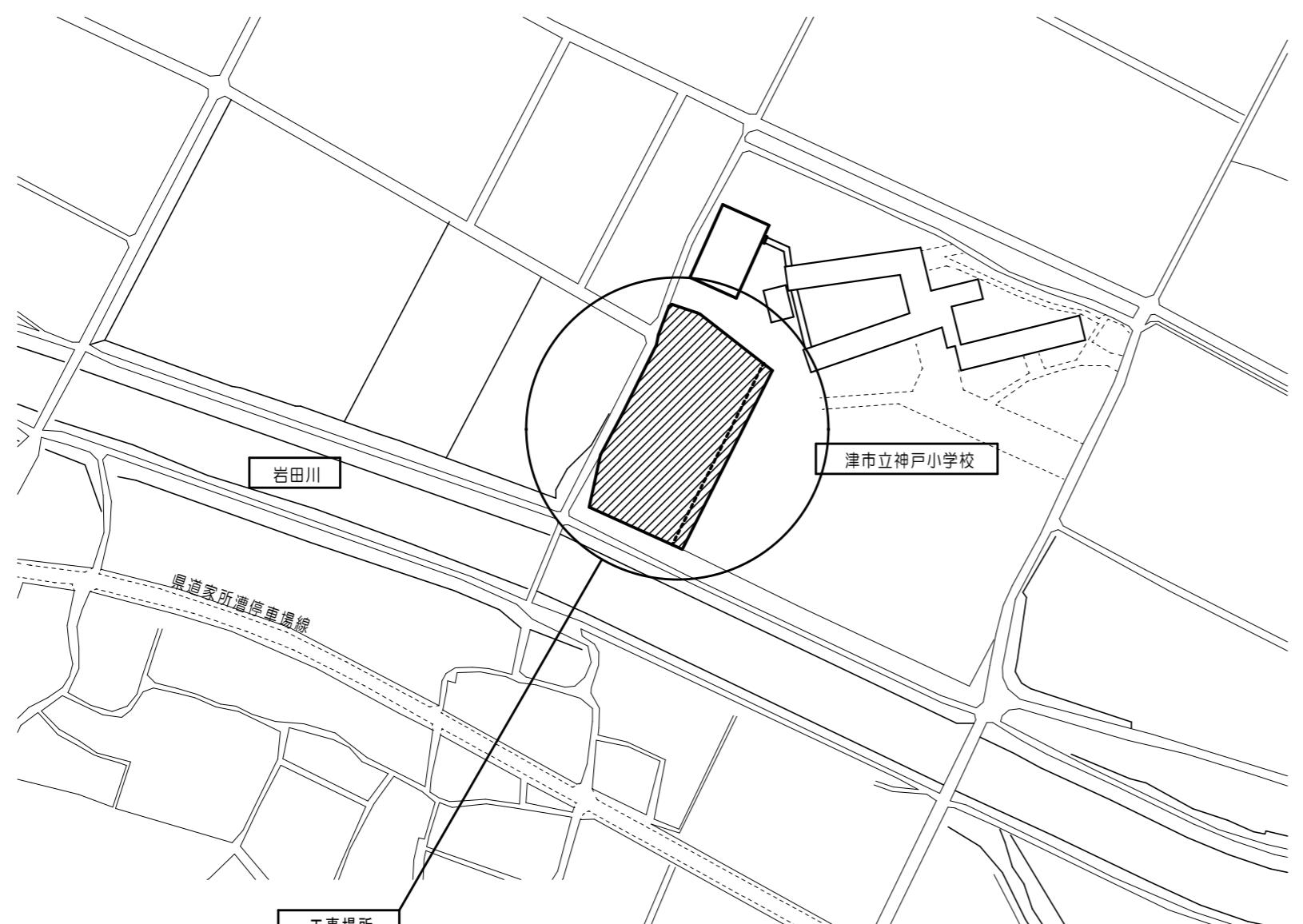
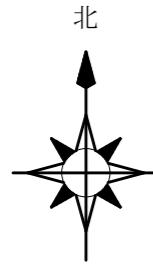
20. 発生材の処理等				
(1) 引き渡しを要するもの				
上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。				
(2) 施設管理産業施設物				
・変電所 ( ) コンデンサ ( )				
・その他 ( )				
現地内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。				
なるかに依頼して、( ) のB等級外別管理産業施設物及び緩和き機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を要するものとする。				
(3) 現場内に於て再利用を図るもの				
・発土 ( )				
・その他 ( )				
(4) 再資源化を図るもの				
・アスファルトコンクリート塊 ( ) 建設発生木材 ( )				
(5) 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品譜書」を提出すること。				
また、再利用を図るものについても譜書を作成し、監督員へ提出すること。				
(6) 引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利活用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等に従い適正に処理し、監督員に報告すること。				
21. 官公署への手続き				
工事の着手、着工、完成にあたり、関係官署への必要な届出、手続き等を遅延しないよう。				
なお、該当手続きに係る費用は受注者の負担とする。				
●消防設備関係				
●電気工作物関係				
●受電開閉器				
●通信関係				
●建設工事関係				
22. 消防法関係の手続き				
(1) 消火器等による消防用設備等設置届出書の作成				
●本工事 ( ) 建築工事 ( ) 電気設備工事 ( ) 機械設備工事 ( ) - 別途工事				
(2) 防火対象物使用開始届出書				
香煙の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。				
23. 工事用設備				
構内への設置				
●（本工事に必要な工事用電力、水等の費用は受注者の負担とする。）				
(1) 本工事に必要な工事用電力は既設電気回路に接続し、通電した後から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。また、本受電後、引渡しまでの間は、建設工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。				
新規、増設等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は受注者に負担される。				
24. 増設				
大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法（扉、天井高さ、搬入経路上の柱や梁等）、障害物（足場等）、搬入方法、運送車両、搬重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天時の場所の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。				
25. 事中等の保管管理				
新規、増設等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は受注者に負担される。				
26. 搬入計画				
大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法（扉、天井高さ、搬入経路上の柱や梁等）、障害物（足場等）、搬入方法、運送車両、搬重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天時の場所の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。				
27. 製品確認				
発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品ではない品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機会が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。				
28. 機材等の検査及び試験				
検査及び試験を行う機材は、設計図書によるほか、監督員の指示による。				
機器の動作確認、電極、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。				
29. 完成確認及び完成検査時の電源確保				
機器の動作確認、電極、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。				
30. 完成時の操作説明				
●（タイム、総合整、動力等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機器に記入するものとする。）				
31. 不正鞋油の使用的禁止				
市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材の輸出入車両を含む。）並びに建設機械等の運搬車両にて運搬して、地方税法第144条の32（製造者の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料の使用を禁ずること。				
受注者は、市が使用燃料の採油検査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。				
受注者は、不正絆油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者に不正絆油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じよう管理及び監督しなければならない。				
32. その他の				
●（監督員が指示する図書及び工事の容量計算等に必要な箇所）				
33. 施工図に定められていない事項は監督員に報告し、指示を受けるものとする。				

2. 施工仕様																									
下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。																									
項 目	特 記 事 項																								
1. 既設設備等の調査	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着手前に充分な検査を行うこと。																								
(1) 地中埋設管	(1) 項																								
(2) 施設内周囲	(2) 項																								
(3) 埋設ルート	(3) その他の ( )																								
2. 施工前の測定等	改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告する																								
3. 耐震施工	改修工事にあたっては、工事範囲に応対するものとする。																								
4. 耐震基準	改修工事にあたっては、工事範囲に応対するものとする。																								
(1) 通用	耐震指標の計算及び施工法は、最新版の「官公施設の総合耐震計画基準及び向解説」（建設大臣官房官房建総部監修）及び「建設設備震度計画・施工方針」（独立行政法人建築研究所監修）による。																								
(2) 施工用水平震度	機器の重量に応じて、設計用水平震度を乗じたものとする。																								
5. 計算用標準水平震度(Ks)	なお、特段なき場合、設計用水平震度は次による。 設計用標準水平震度(Ks)																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th>設 置 場 所</th> <th>機 器 種 別</th> <th>●特定の施設 一般の施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>重要機器 一般機器 重要機器 一般機器</td> <td>2.0 1.5 1.5 1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>防護支持の機器</td> <td>2.0 2.0 2.0 1.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類</td> <td>2.0 1.5 1.5 1.0</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>機器</td> <td>1.5 1.0 1.0 0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防護支持の機器</td> <td>1.5 1.0 1.0 0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類</td> <td>1.5 1.0 1.0 0.6</td> </tr> </tbody> </table>		耐震安全性の分類			設 置 場 所	機 器 種 別	●特定の施設 一般の施設	上層階、屋上及び塔屋	重要機器 一般機器 重要機器 一般機器	2.0 1.5 1.5 1.0	中間階	防護支持の機器	2.0 2.0 2.0 1.5		水槽類	2.0 1.5 1.5 1.0	1階及び地下階	機器	1.5 1.0 1.0 0.6		防護支持の機器	1.5 1.0 1.0 0.6		水槽類	1.5 1.0 1.0 0.6
耐震安全性の分類																									
設 置 場 所	機 器 種 別	●特定の施設 一般の施設																							
上層階、屋上及び塔屋	重要機器 一般機器 重要機器 一般機器	2.0 1.5 1.5 1.0																							
中間階	防護支持の機器	2.0 2.0 2.0 1.5																							
	水槽類	2.0 1.5 1.5 1.0																							
1階及び地下階	機器	1.5 1.0 1.0 0.6																							
	防護支持の機器	1.5 1.0 1.0 0.6																							
	水槽類	1.5 1.0 1.0 0.6																							
6. はつり	(1)穴開け及び補修 ( ) なし ●あり (2)穴は開けず補修 ●なし ●あり																								

20. 配線器具の設置	(1) 特殊コンセントは plug 付とする。 (2) 電源の種類により色を区別する。 (3) 配線器具を取り付けた場所が金属の場合は、絶縁枠を使用する。 (4) ブレードは、図面に特記なき場合、新金属製とする。 (5) カバーブレードは、原則として新金属製とする。 なお、器具を実装しない位置ボックスには用途表示をすること。 (6) ブロアブレードは、水平高低調整型(空軒防止リング付)とする。				
21. 照明器具の設置	(1) コードベンダント以外の放電灯及び水銀のある場所の器具は接地する。なお、金属配管の場合は、配管を流してよい。(乾燥した場所のコードバグト形器具(27W以下)を除く。) (2) 接地線は電灯配線と同一太さのケーブル(緑線)を使用する。ただし、監督員の指示により1.6mmの緑線電線(緑線)を添えることもできる。 (3) 照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し監督員の承認を得ること。 (4) 照明器具を取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形A級とする。 (5) 井戸下地材より吊るす場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。 (6) バイブ吊りの照明器具は振れ止めを施工する。				
22. 照明改修の際の測定	対象室の改修前の照度及び回路電流値の測定を次のとおり行うこと。 測定箇所 ( ) 回				
23. 分電盤、制御盤、キューピクル等	(1) 国面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。 また、既設分電盤・制御盤等を改造する場合は、図面を修正するものとする。 (2) 屋外キャビネットで露出配管をボックスに接続する場合は、カッピングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取付け、接続部からの雨水等が浸入しないようする。				
24. 受電設備、発電設備の設置場所	(1) 保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2) 基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (3) 電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。				
25. 発電設備の燃料配管	(1) フレキシブルパイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行なう。 (2) 配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。				
26. 電波関係の計算及び測定	(1) 計算書の提出 電界強度測定結果による計算書を提出 (2) 測定の実施 1) 項目 全受信チャンネルの電界強度、受像面質、等価C/N、ビット誤り率の測定及び映像写真の撮影を行う。 2) 测定期間 測定期間 3) 報告書提出部数 2部				
27. 土工事	(1) 埋戻しの材料及び工法 ・B種 (材料: 挖切り土の中の良質土 / 工法: 機器による締固め) ・その他 (ただし: 配管周りの埋戻し材料は山砂とする。) (2) 特記なき地中埋設管の深さは、G1-600mm以上とする。 (3) 埋設切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は締掘り、埋設管路等は締掘り、外灯基礎、電柱等は引き掘りとする。 (4) 埋設掘削は締切り底を乱さないようにする。				
28. ハンドホール、マンホール	1) 地中線路及びハンドホール等沈下が考慮される場合は、沈下対策を施す。 2) 地耐力 ① 地耐力は、建築基準法施行令第93条の短期応力度とする。 ② 衝撃係数は、設置場所に応じた衝撃係数とする。 3) 高さ900mmを超えるものにあっては、タラップ付とする。 なお、タラップの取付は450mm間隔以内とし、原則として接地を施すこと。				
29. 地中配線路の表示杭	下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ① 建物の引込口及び送出口付近 ② ハンドホール、ハンドホール付近 ③ 地中線路の曲折箇所 ④ 道路横断箇所 ⑤ 直線部分では30m程度に1個				
30. 雷保護設備	(1) 避雷針 1) 受電部 2) 避雷導線 3) 接地極 4) 接地抵抗の測定 5) 接地極埋設機器	1) 受電部 ・突針・棟上導体・笠木等の別途施工 2) 避雷導線 ・引下導導線・建築構造体利用 3) 接地極 ・接地極埋設・建築構造体利用・測定用補助接地 4) 接地抵抗の測定 ① 测定方法 ・電位差計方式・電圧降下法 ② 測定回数 ・3回 ( ) 回 5) 接地極埋設機器を設置する。	1) 受電部 ・設置しない 2) S P D ・低圧用(・クラスI・クラスII)・通信用(・カテゴリC2・カテゴリD1) 3) 低圧用S P DクラスIの性能 別図による 4) 通信用S P DカテゴリD1の性能 別図による	1) 低圧用S P Dに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。 2) 主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5k A以上とする。 3) 電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため通信用S P Dを設置する。	
4. 接地設備	(1) 接地工事 1) 種別 ・A種・B種・C種 2) 施工 ・各種単独・共用有り( ) (2) 接地抵抗の測定 1) 測定方法 ・電位差計方式・電圧降下法 2) 測定回数 ・3回 ( ) 回 (3) 接地極埋設機器	1) 種別 ・A種・B種・C種 2) 施工 ・各種単独・共用有り( ) 1) 測定方法 ・電位差計方式・電圧降下法 2) 測定回数 ・3回 ( ) 回 接地には接地極埋設機器を施工し、接地極の位置がわかるようにする。	1) 形式 ・無し・改造(機器取替、追加等を含む)・増設・配線接続 ・その他 ( ) 2) 機器類 ・箱類 ・交流遮断器 ・断路器 ・避雷器 ・●負荷開閉器 ・●変圧器 ・●進相コンデンサ ・直列リアクトル ・●配線用遮断器 ・電磁接触器 ・その他 ( ) (3) 盤類 1) 形式 ・キューピクル式配電盤(JIS C 4620) ・高圧スイッチギヤ(JEM 1425) (・C X・C W・P W・M W) 2) 中通路 ・有 ( ) 3) 特記事項 ( ) (4) 交流遮断器	高圧以外の受変電設備については、本項によらず別図による。 ●無し・改造(機器取替、追加等を含む)・増設・配線接続 ・その他 ( ) ●箱類 ・交流遮断器 ・断路器 ・避雷器 ・●負荷開閉器 ・●変圧器 ・●進相コンデンサ ・直列リアクトル ・●配線用遮断器 ・電磁接触器 ・その他 ( ) (3) 盤類 1) 形式 ・キューピクル式配電盤(JIS C 4620) ・高圧スイッチギヤ(JEM 1425) (・C X・C W・P W・M W) 2) 中通路 ・有 ( ) 3) 特記事項 ( ) (4) 交流遮断器	1) 特記事項 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。 なお、詳細については、図面による。
5. 受変電設備	(1) 既設との取り合い ●無し・改造(機器取替、追加等を含む)・増設・配線接続 ・その他 ( ) (2) 機器類 ●箱類 ・交流遮断器 ・断路器 ・避雷器 ・●負荷開閉器 ・●変圧器 ・●進相コンデンサ ・直列リアクトル ・●配線用遮断器 ・電磁接触器 ・その他 ( ) (3) 盤類 1) 形式 ・キューピクル式配電盤(JIS C 4620) ・高圧スイッチギヤ(JEM 1425) (・C X・C W・P W・M W) 2) 中通路 ・有 ( ) 3) 特記事項 ( ) (4) 交流遮断器	1) 形式 ・無し・改造(機器取替、追加等を含む)・増設・配線接続 ・その他 ( ) ●箱類 ・一般照明器具 ・●照明制御装置 ・外灯(単独設置) ・●コンセント等 ・●分電盤、制御盤等 ・その他 ( ) (3) 一般照明器具 1) 形式 ・公共型 ・一般型 2) 灯具 ・H F蛍光灯 ・L E D灯 ・H I D灯 ・その他 ( ) 3) 用途 ・屋内用 ・屋外用 ・防災用 4) 環境 ・普通地域 ・害害地域 5) 照明器具は、認証書又是認定書、試験成績書を提出すること。 6) 蛍光灯の点灯管にクリーランプを使用するものは、電子点灯管に交換するものとする。 7) H I Dランプを使用する下面開放形器具及びランプの破損による飛散により怪我をする恐れのある場合は、飛散防止を施したランプとする。	1) 形式 ・無し・改造(機器取替、追加等を含む)・増設・配線接続 ・その他 ( ) ●箱類 ・一般照明器具 ・●照明制御装置 ・外灯(単独設置) ・●コンセント等 ・●分電盤、制御盤等 ・その他 ( ) (3) 一般照明器具 1) 形式 ・公共型 ・一般型 2) 灯具 ・H F蛍光灯 ・L E D灯 ・H I D灯 ・その他 ( ) 3) 用途 ・屋内用 ・屋外用 ・防災用 4) 環境 ・普通地域 ・害害地域 5) 照明器具は、認証書又是認定書、試験成績書を提出すること。 6) 蛍光灯の点灯管にクリーランプを使用するものは、電子点灯管に交換するものとする。 7) H I Dランプを使用する下面開放形器具及びランプの破損による飛散により怪我をする恐れのある場合は、飛散防止を施したランプとする。	1) 形式 ・無し・改造(機器取替、追加等を含む)・増設・配線接続 ・その他 ( ) ●箱類 ・一般照明器具 ・●照明制御装置 ・外灯(単独設置) ・●コンセント等 ・●分電盤、制御盤等 ・その他 ( ) (3) 一般照明器具 1) 形式 ・公共型 ・一般型 2) 灯具 ・H F蛍光灯 ・L E D灯 ・H I D灯 ・その他 ( ) 3) 用途 ・屋内用 ・屋外用 ・防災用 4) 環境 ・普通地域 ・害害地域 5) 照明器具は、認証書又是認定書、試験成績書を提出すること。 6) 蛍光灯の点灯管にクリーランプを使用するものは、電子点灯管に交換するものとする。 7) H I Dランプを使用する下面開放形器具及びランプの破損による飛散により怪我をする恐れのある場合は、飛散防止を施したランプとする。	
6. 機器仕様	下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。 なお、詳細については、図面による。				
7. 断路器	1) 形式 ・三極単投 ・单極単投 (避雷器用に限る) 2) 操作方式 ・遠方手動操作 ・フック棒操作 (避雷器用に限る)				
8. 負荷開閉器	●配電盤用 1) 形式 ・引込柱用 ・地中引込用 ① 操作方式 ・フック棒操作 ② 隆流ヒーズ ・有 (ストライカ付き) ③ 引外式 ・●保護装置 ・過電流遮断トリップ付地絡方向遮断器とし、制御電源用変圧器内蔵とする ④ 遠引込用 ・保護装置は、過電流遮断トリップ付地絡方向遮断器とし、制御電源用変圧器内蔵とする				
9. 变压器	1) 形式 ・油入 ・モールド 2) 設置方式 ・屋外型 ・屋内型 3) ダイヤル温度計 ・有 (最大値指針 ・最大値指針無) 4) 地中引込用 ・保護装置は、過電流遮断トリップ付地絡方向遮断器とし、制御電源用変圧器内蔵とする				
10. 断路器	1) 形式 ・油入 ・モールド 2) 設置方式 ・屋外型 ・屋内型 3) ダイヤル温度計 ・有 (最大値指針 ・最大値指針無) 4) 地中引込用 ・保護装置は、過電流遮断トリップ付地絡方向遮断器とし、制御電源用変圧器内蔵とする				
11. 太陽光発電設備	(1) 機器 ・太陽電池アレイ ・パワーコンディショナ ・系統連系保護装置 ・接続箱 1) 発電能力 ・公称出力 ( ) kW 2) 取台は、JIS C 8955「太陽電池アレイ支持設計標準」による。 (3) パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 1) 出力電気方式 ・三相3線式 (・200V・・100V) ・單相2線式 (・200V・・100V) 2) 定格周波数 60 Hz 3) 設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他 ( ) 4) 設置方式 ・壁掛型 ・自立型 ・その他 ( ) 5) 機能 ・系統連系 (・高圧連系 ・みなし低圧連系 ・低圧連系) ・自立運転 ・その他 ( ) 6) 系統連系技術要件は、関係法令や技術基準等を遵守し、電気事業者と十分協議する。 (4) 情報処理装置 1) 装置 ・データ処理装置 ・データ表示装置 ・気温計 ・日射計 ・その他 ( ) 2) 記録作成 ・日報 ・月報 ・年報 ・その他 ( ) (5) 仕様詳細 仕様詳細は「太陽光発電設備特記仕様書」による。				
12. 風力発電設備	(1) 機器 ・風車発電装置 ・制御装置 ・系統連系保護装置 ・支持構造物 ・情報処理装置 1) 発電能力 定格出力 ( ) kW (2) 風車発電装置 1) 出力電気方式 ・三相3線式 (・200V・・100V) ・單相2線式 (・200V・・100V) 2) 定格周波数 60 Hz 3) 設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他 ( ) 4) 設置方式 ・壁掛型 ・自立型 ・その他 ( ) 5) 機能 ・系統連系 (・高圧連系 ・みなし低圧連系 ・低圧連系) ・自立運転 ・その他 ( ) 6) 系統連系技術要件は、関係法令や技術基準等を遵守し、電気事業者と十分協議する。 (4) 支持構造物 自重、積載荷重、積雪、振動、衝撃等に對し、安全が確保されたものとする。 (5) 情報処理装置 1) 装置 ・データ処理装置 ・データ表示装置 ・風速計 ・風向計 ・気温計 ・その他 ( ) 2) 記録作成 ・日報 ・月報 ・年報 ・その他 ( ) (6) 仕様詳細 仕様詳細は「風力発電設備特記仕様書」による。				
13. その他の発電設備	( ) の仕様詳細は別図による。				
【通信・情報設備】					
14. 構内情報通信網設備	(1) インターフェース 1) LAN ●1000BASE-T ・無線LAN ( ) 2) WAN ( ) (2) 機器 ・スイッチ ・ルータ ・メディアコンバータ ・ファイイワオール ・時刻同期装置 ・ネットワーク管理装置 ・機器収納ラック ・その他 ( ) 各機器の仕様詳細は別図による。 (3) ケーブル 1) 幾線系 ●U T P ・光ファイバ ・その他 ( ) 2) 支線系 ●U T P ・光ファイバ ・その他 ( ) 3) フロア系 ●U T P ・その他 ( ) (4) アウトレット ●ローテーションアウトレット (●固定型 ・上下動型 (アップ式を含む)) ●壁コンセント ( )				
15. 構内交換設備	(1) 機器 ・交換装置 ・電話機 ●端子盤類 ●アウトレット ・その他 ( ) (2) 交換装置 1) 種別 ・模内交換装置 (・デジタルPBX ・IP-PBX ・VoIPサーバ ・ボタン電話装置 ・その他 ( ) 2) 局線応答方式 ・局線中継台方式 ・分散中継台方式 ・ダイヤルイン方式 ・その他 ( ) 3) 保安用接地 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 ( ) 4) 本配電盤(MDF) ・独立フレーム (・片面形 ・両面形) ・交换機一体型 ・壁掛け 5) 電源装置 ① 形式 ・別途型 ・一体型 ・その他 ( ) ② 停電補償時間 30分以上 ( ) (3) 電話機 ・一般電話機 ・多機能電話機 ・デジタルコードレス電話機(PHS方式) ・IPコードレス電話機(無線LAN方式) ・その他 ( ) (4) 端子盤類 1) 端子盤 ・中継端子盤 (1 DF) ●室内端子盤 2) 中継端子盤には実装数の20%以上、室内端子盤には10P以上の接続端子板スペースを見込む。 (5) アウトレット ●ローテーションアウトレット (●固定型 ・上下動型 (アップ式を含む)) ●壁コンセント ( ) ・その他 ( )				
16. 情報表示設備	(1) 設備 ・マルチサイン装置 ・出退表示装置 ・時刻表示装置 ・警報等表示装置 1) 機器 ・操作制御部 ・情報表示盤 ・その他 ( ) 2) 通信方式 ・T C P / I P ・その他 ( ) 3) 操作制御部 ・イメージキャナ ・有 ( ) 4) 情報表示盤 ・発光ダイオード式 ・液晶式 ・その他 ( ) (3) 出退表示装置 1) 機器 ・制御装置 ・出退表示盤 ・その他 ( ) 2) 出退表示盤 ・発光ダイオード式 ・液晶式 ・その他 ( ) (4) 時刻表示装置 1) 機器 ・親時計 ・子時計 ・壁掛け ① 形式 ・自立型 ② 時刻補正機能 ・F M放送受信 ・アンテナ設置 ・既設利用 ③ 回路数 回線 ④ 機能 ・電子チャイム ・時報 ・ログラムタイム ・引渡し時は機器の説明及びプログラムの入力を行うこと。 3) 子時計 ① 方式 ・アナログ式 ・デジタル式 ② 設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他 ( ) 4) 電源装置 ・運転可能時間 (・10時間) 5) 独立時計 ① 方式 ・アナログ式 ・デジタル式 ② 設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他 ( ) (5) 警報等表示装置 1) 機器 ・表示盤 ① 表示方式 ・表示式 ② 施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 ( ) 3) 檢出装置 ① 檢出方式 ・電磁 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 ( ) ② 施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 ( ) 4) 因面に特記明示がない場合、検出装置への接続は本工事とする。				

特 記 事 項		 一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-699号 株式会社 前野建築設計 <small>一級建築士 第117489号 前野初像 一級建築士 第320204号 前野将輝</small>	一級建築士 第307846号 三橋 五百子	一級建築士 第304509号 水谷 浩	設計年月日	工事名称	津みどりの森こども園整備に伴う 津市立神戸幼稚園増築その他（電気設備）工事	図面番号	E-02 (原図:A2)
			一級建築士 第360917号 前田 祐作			図面名称	電気設備工事 特記仕様書2	縮 尺	NS



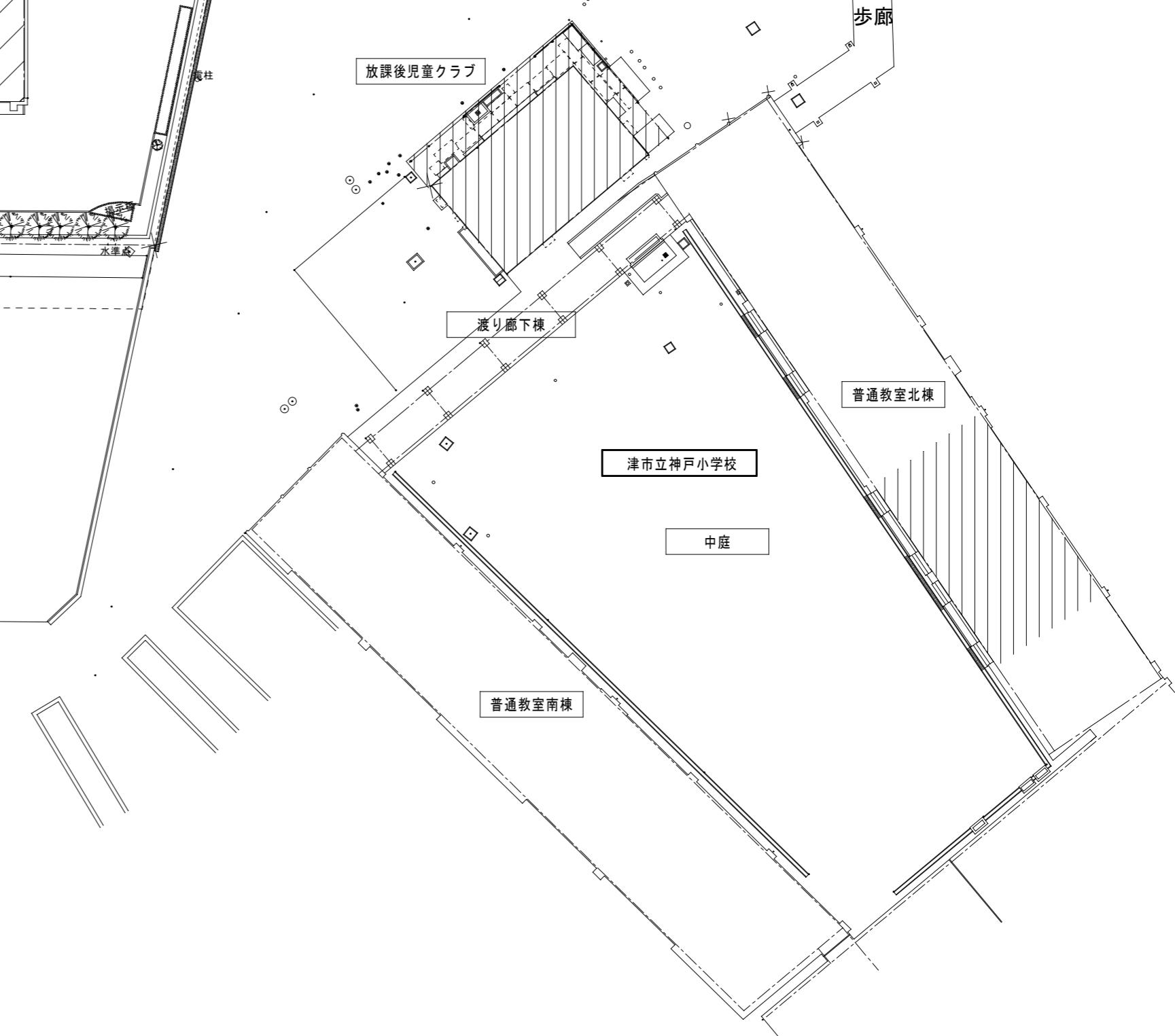
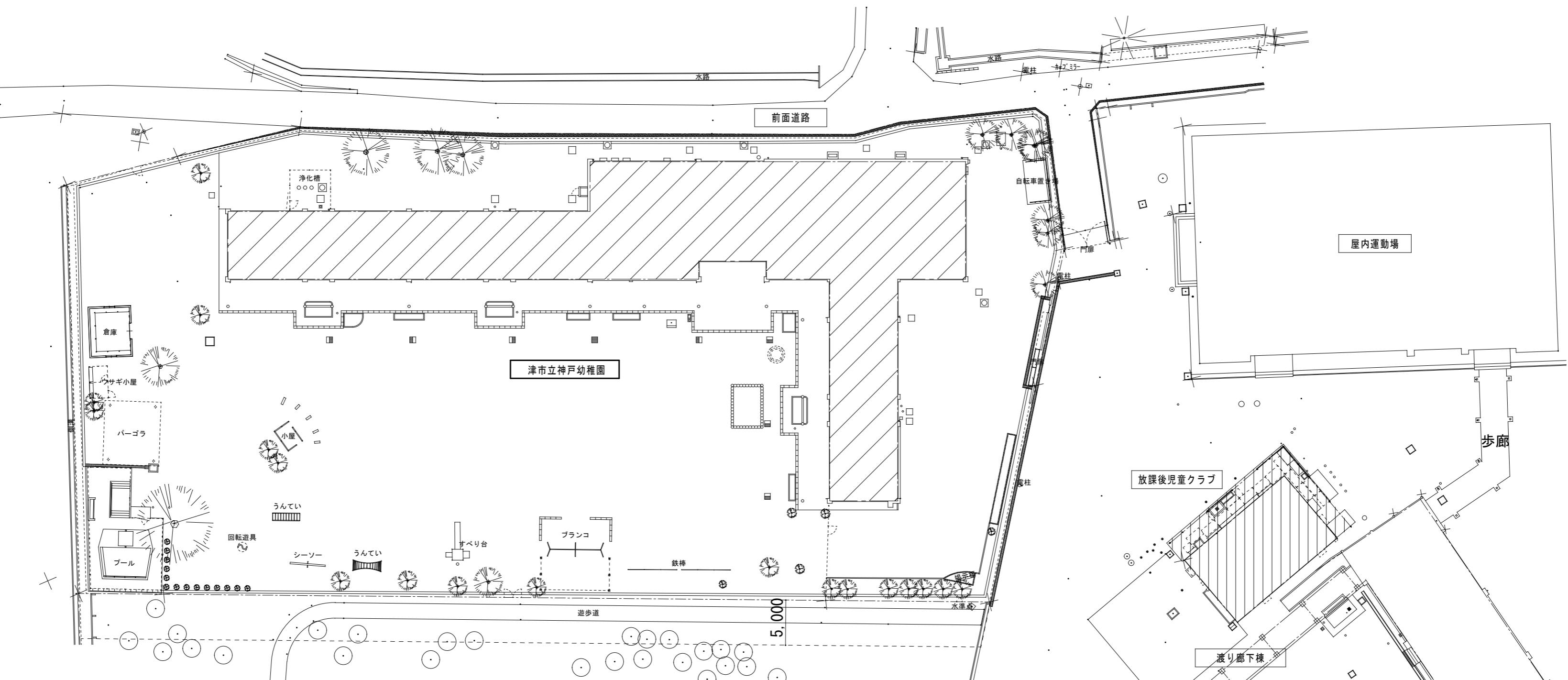
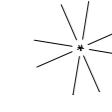
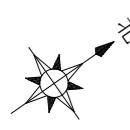


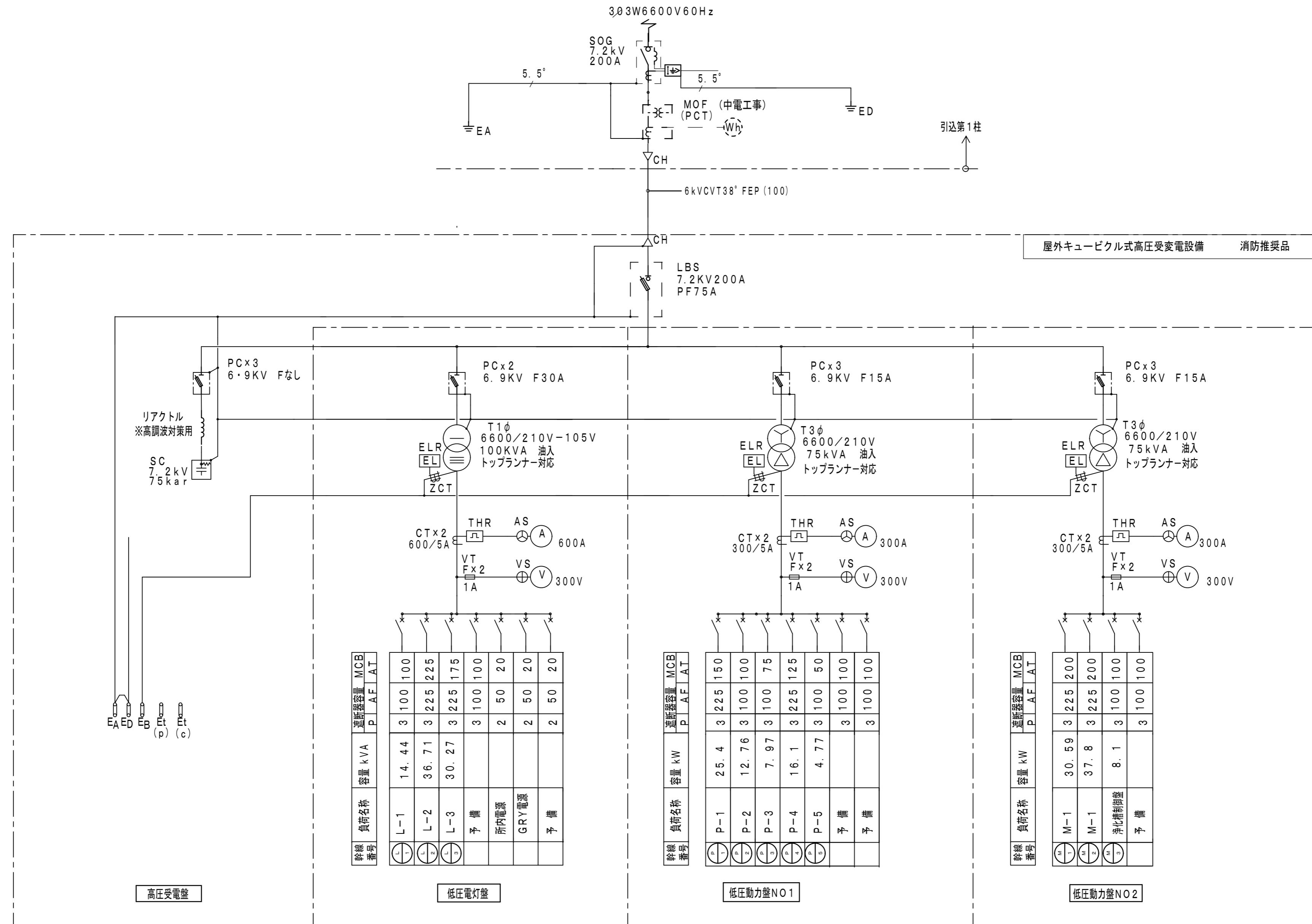
付近見取図 1/3000

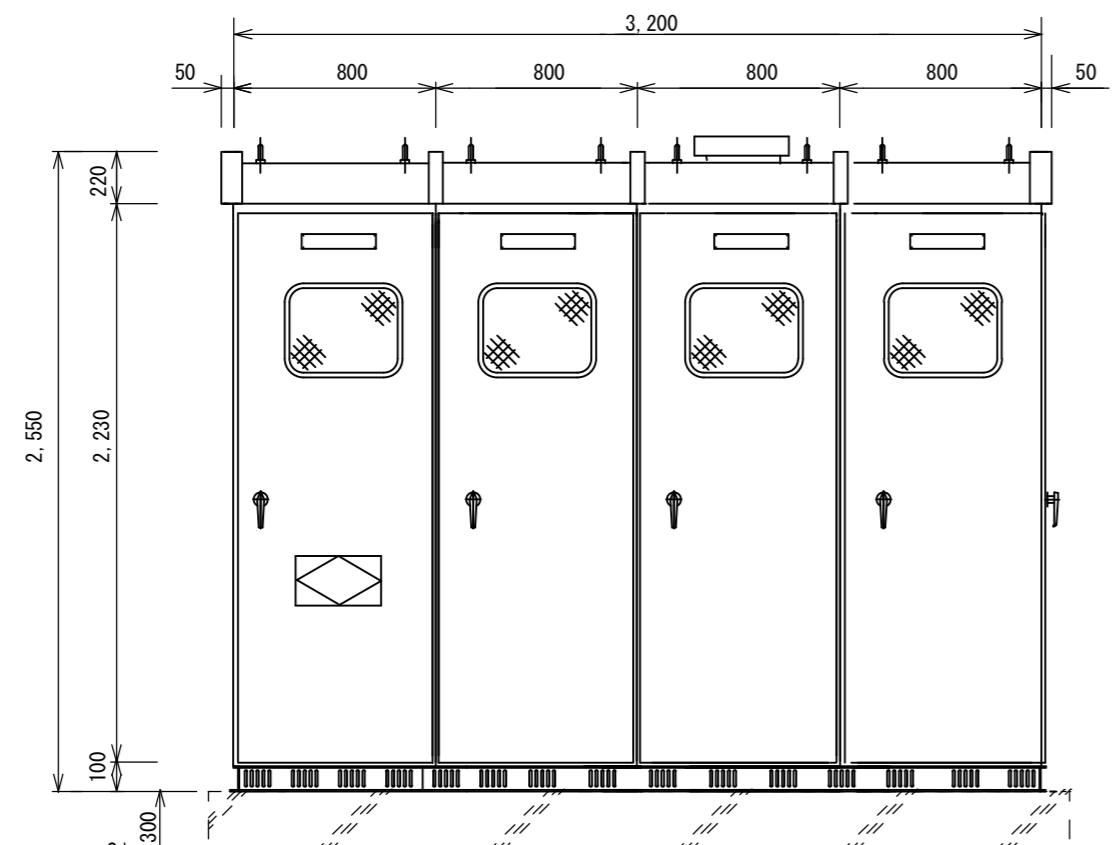
総合仮設・直接仮設 工事区分						
工事	工種	項目	工事区分			
			建築	電気	機械	
総合仮設工事	仮設建物	監督員事務所 同備品				
		現場事務所 下小屋 倉庫	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	共同1棟可
		仮設便所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	共同1棟可
	工事施設	仮囲い	<input type="checkbox"/>			
		現場安全	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	統括安全衛生管理は、 建築業者とする。
	機械器具	機械器具損耗料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		揚重機費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	その他	各種試験費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		片付・清掃及び 発生材等の処理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
直接仮設工事		片付清掃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		周辺道路清掃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		各設備業者に対して 無償にて使用させる こと。				
直接仮設工事		仮設足場	<input type="checkbox"/>			
		清掃・片付け	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		養生	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

工事区分									
No.	項目	建築	電気	機械	No.	項目	建築	電気	機械
1	機械基礎及びその仕上	<input type="checkbox"/>			28	避難器具			
2	鉄筋コンクリート造の設備工事に関するスリーブ及び箱入れ、穴埋め		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	29	受水槽・その他の水槽等のコンクリート 躯体・断熱及び防水工事			
3	同上鉄筋補強	<input type="checkbox"/>			30	同上内部仕上・マンホール及び タラップ			
4	鉄骨造の設備工事に関するスリーブ及び補強	<input type="checkbox"/>			31	オイルトラップ			<input type="checkbox"/>
5	機器取付用アカ・架台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	32	排水溝(浴室・洗車場) 雨水排水堅壁	<input type="checkbox"/>		
6	機械搬入に伴う開口・閉塞及び補強	<input type="checkbox"/>			33	雨水排水堅壁の樹までの横引き 杭及び杭蓋			<input type="checkbox"/>
7	軽量鉄骨下地天井、 壁ボード類の切込	<input type="checkbox"/>			34	雨水配管の防露工事	<input type="checkbox"/>		
	切込		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	35	ピット・トレンチ内の排水設備工事			
8	埋込み電盤 端子盤 ブルボックス	<input type="checkbox"/>			36	浴室及び便所の排水皿及び 排水管工事			<input type="checkbox"/>
	切込	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	37	陶製以外の流し類(業務用等の厨房流し を除く)	<input type="checkbox"/>		
9	乾式壁に取付ける器具の下地補強	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	38	同上 附属金物及び接続工事	<input type="checkbox"/>		
10	設備工事に伴う防水貫通用屋上スラブ コンクリート立て上げ				39	浴槽	<input type="checkbox"/>		
11	配管・ダクトなどの貫通部防水仕舞	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	40	鏡(衛生工事に関連しない場合・特殊 寸法の場合)			<input type="checkbox"/>
12	屋内外ピット・トレンチ及びそれらの蓋 マンホール・ハンドホールなどの化粧蓋	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	41	建物内外壁・ドア・窓枠に取付ける ガラリ類(ドア取付け本体等も含む)	<input type="checkbox"/>		
13	屋外配管用スタンション	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	42	ウザギー・バー・ベントキャップ			<input type="checkbox"/>
14	二重ステップ内の水及び空気の漏通管 二重壁内の湯水処理装置				43	洗面カバーテ			<input type="checkbox"/>
15	大理石・テラゾー・ALC・PC・RC版・鋼板 などの穴あけ		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	44	消火器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	同上 穴あけに伴う補強	<input type="checkbox"/>			45	衛生器具ユニット			<input type="checkbox"/>
17	設備機器・ダクト類の化粧囲い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	46	エレベーター機械室の天井フック取付 ・床穴あけ及び床内コンクリート			
18	吹出口・吸込口・照明器具・スピーカー ・火災報知機・換気扇等の穴あけ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	47	吊ボルト用インサート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	同上 天井穴あけ部の下地補強				48	別途機器などへの接続 (直接に接続するもの)			
20	天井・壁・床及びパイプシャフトなどの 点検口	<input type="checkbox"/>			49	付属の制御盤以降の配管・配線 (接地等)			<input type="checkbox"/>
21	流し台・吊戸棚・IHコンロ・レンジフード	<input type="checkbox"/>			50	付属の制御盤への電源供給及び操作 回路の渡り配管・配線			<input type="checkbox"/>
22	ユニットシステム(バス・トイレ・キッチン 等)への配管・配線及び接続	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	51	エアコンのリモコン配管・配線 制御配線			<input type="checkbox"/>
23	保守用キヤットウォータ・タップ手摺 (設備機器に装着するものを除く)				50	煙感知機から連動制御盤を経て防煙ダ ンクに至る配管・配線			
24	換気扇(取付枠共)				53	小便器用節水装置の制御盤以降の配管 配線			
25	同上 穴あけに伴う補強	<input type="checkbox"/>				電力	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26	配電盤・制御盤等の基礎(屋内外)			<input type="checkbox"/>		用水	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27	ルーフファン								

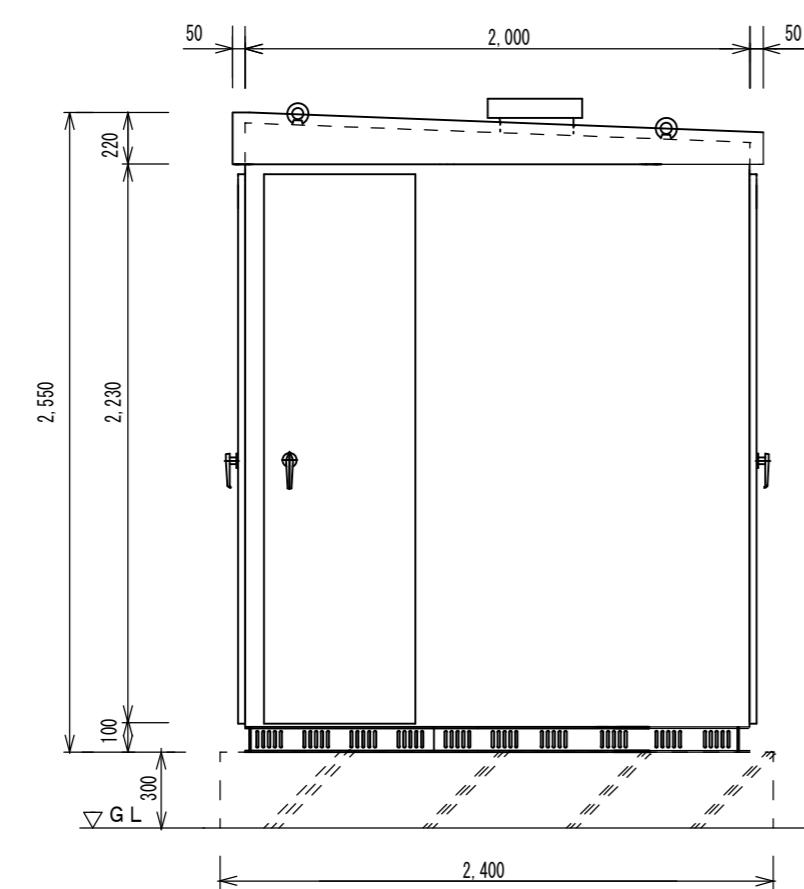
特 記 事 項	一級建築士事務所 第1-699号 株式会社 前野建築設計 一級建築士 第117489号 前野初像	一級建築士 第307846号 三橋 五百子 一級建築士 第360917号 前野祐作	一級建築士 第304509号 水谷 浩 一級建築士 第320204号 前野将輝	津みどりの森こども園整備に伴う 津市立神戸幼稚園増築その他(電気設備)工事					図面番号 E-04 縮尺 1/3000 (原図:A2)
				設計年月日	工事名称	図面名称	付近見取図、工事区分表		



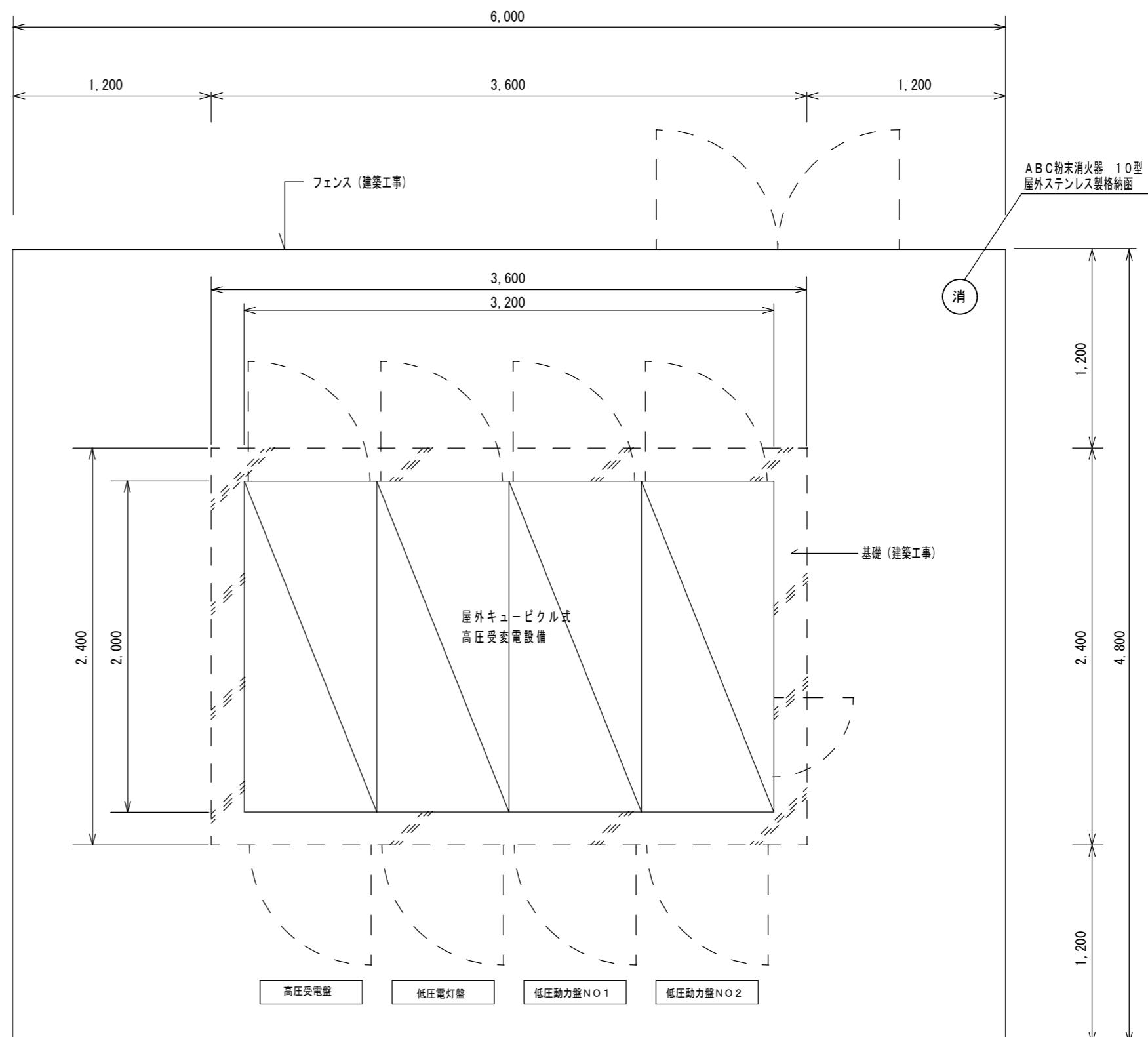




キューピクル正面図 1 / 30



キューピクル側面図 1 / 30



キューピクル廻り平面図 1 / 30

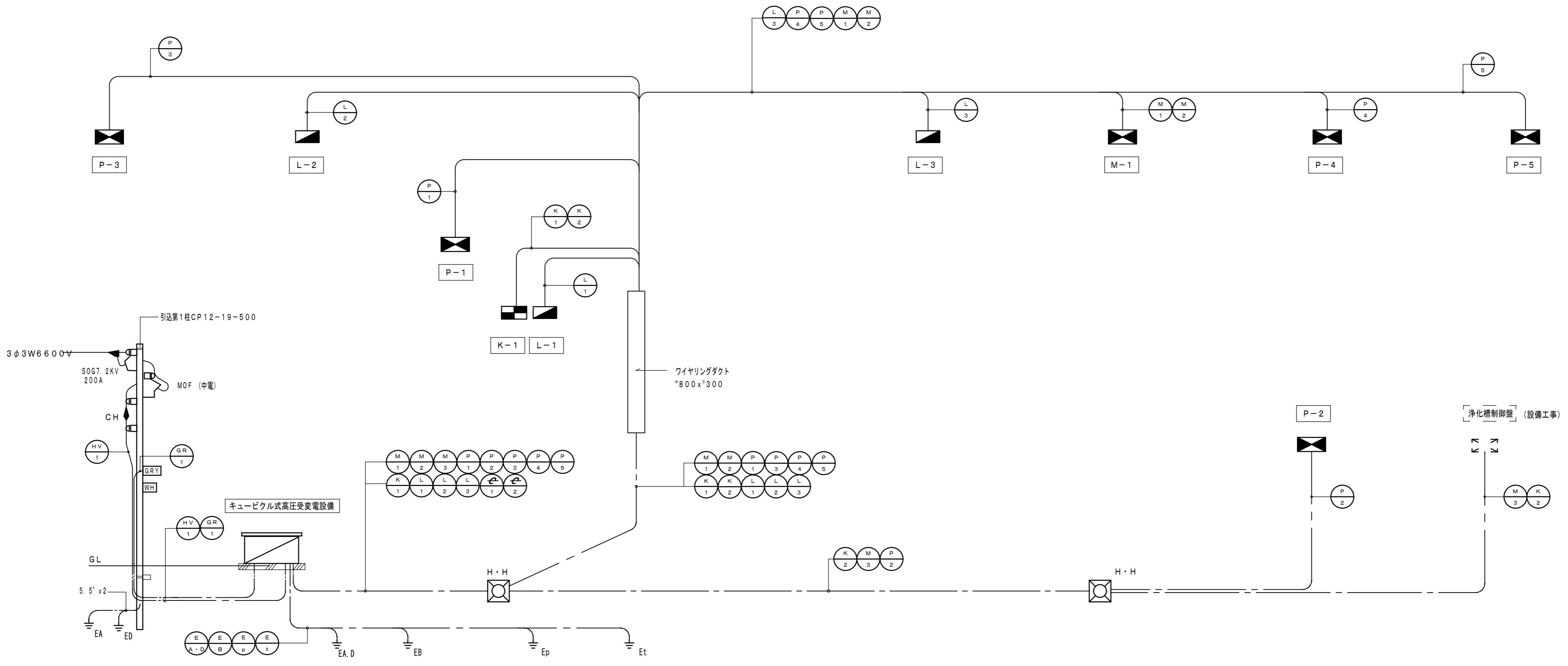
幹線サイズ表

\*異種管の接続には、異種接続管を使用の事。

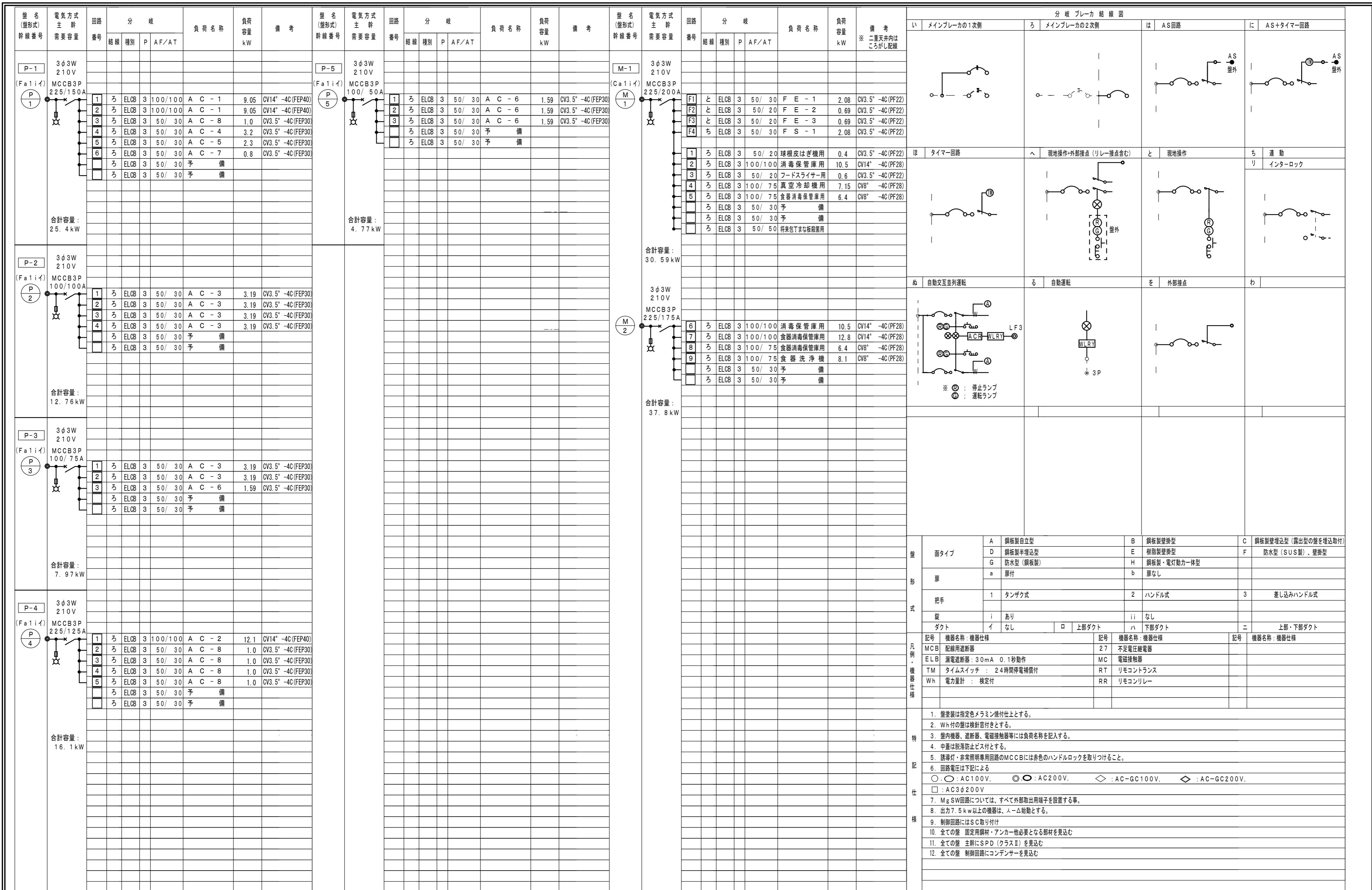
幹線記号	負荷名称	配線サイズ	配管				備考
			ころがし	屋外	屋内	地中	
(H.V.)	高圧受電	6KV CVT38°	—	PE (82)	—	FEP (80)	
(GR)	GRY電源	600CV 5.5°-2C	—	PE (28)	—	FEP (30)	
(E.A-D)	接地、A種・D種	E100°	—	—	—	FEP (30)	
(E.B)	接地、B種	E100°	—	—	—	FEP (30)	
(E.D)	測定用接地	E5.5°	—	—	—	FEP (30)	
(E.P)	測定用接地	E5.5°	—	—	—	FEP (30)	
(P)	予備	—	—	—	—	FEP (100)	
(P)	予備	—	—	—	—	FEP (100)	

幹線記号	負荷名称	配線サイズ	配管				備考
			ころがし	屋外	屋内	地中	
(L.1)	L-1	CVT 38° E14°	O	ダクト	—	FEP (65)	
(L.2)	L-2	CVT100° E38°	O	ダクト	—	FEP (65)	
(L.3)	L-3	CVT100° E38°	O	ダクト	—	FEP (65)	
(K.1)	QB 漏電	CVV2° -5C	O	ダクト	—	FEP (30)	
(K.2)	净化槽 故障	CVV2° -5C	O	ダクト	—	FEP (30)	

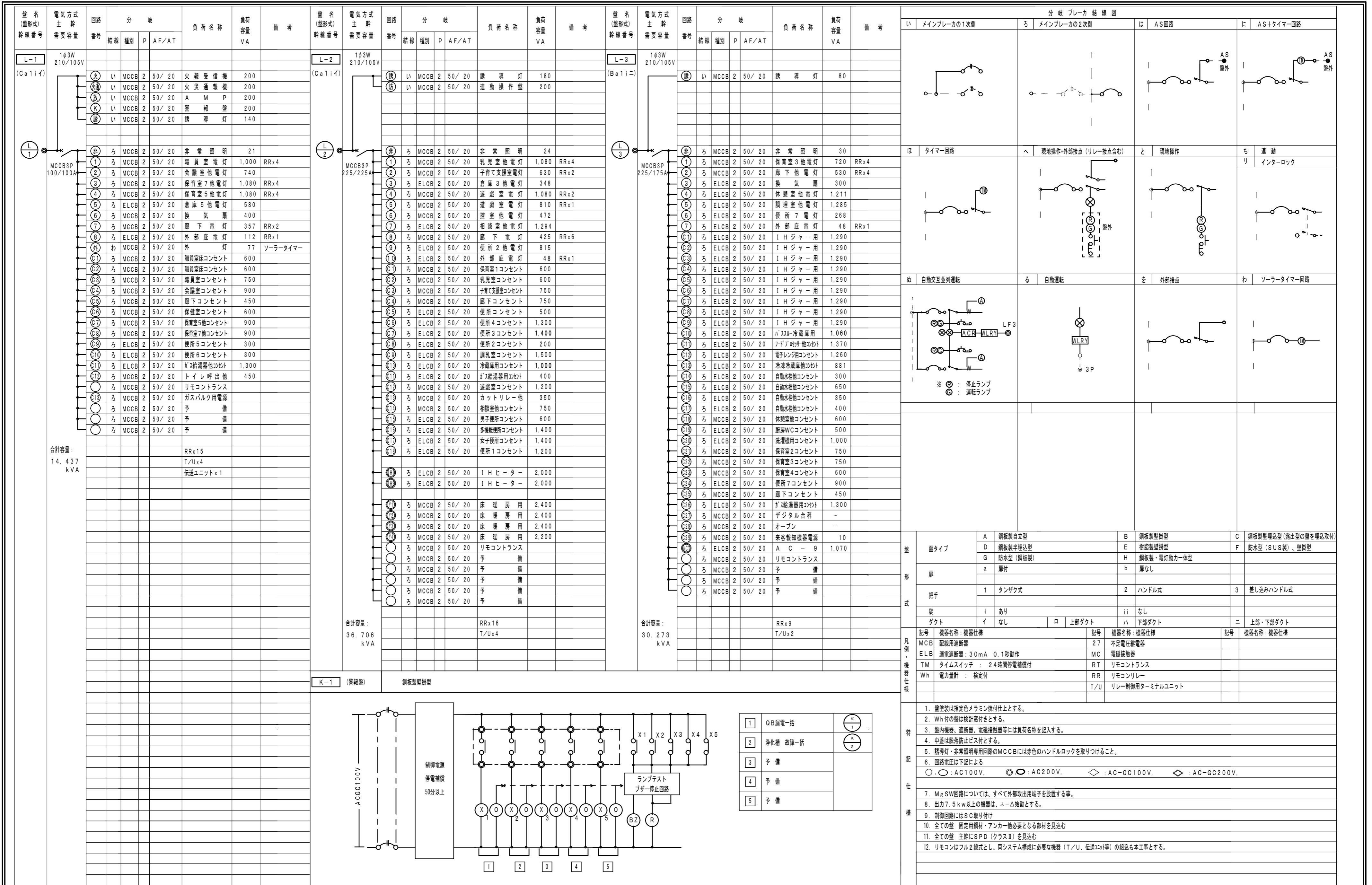
幹線記号	負荷名称	配線サイズ	配管				備考
			ころがし	屋外	屋内	地中	
(M.1)	M-1	CVT100° E38°	O	ダクト	—	FEP (65)	
(M.2)	M-2	CVT100°	O	ダクト	—	FEP (65)	
(M.3)	净化槽	CVT 14° E5.5°	—	—	—	FEP (50)	
(P.1)	P-1	CVT 60° E22°	O	ダクト	—	FEP (65)	
(P.2)	P-2	CVT 22° E8°	—	—	—	FEP (50)	
(P.3)	P-3	CVT 14° E5.5°	O	ダクト	E (31)	FEP (50)	
(P.4)	P-4	CVT 38° E14°	O	ダクト	—	FEP (65)	
(P.5)	P-5	CVT 14° E5.5°	O	ダクト	—	FEP (50)	



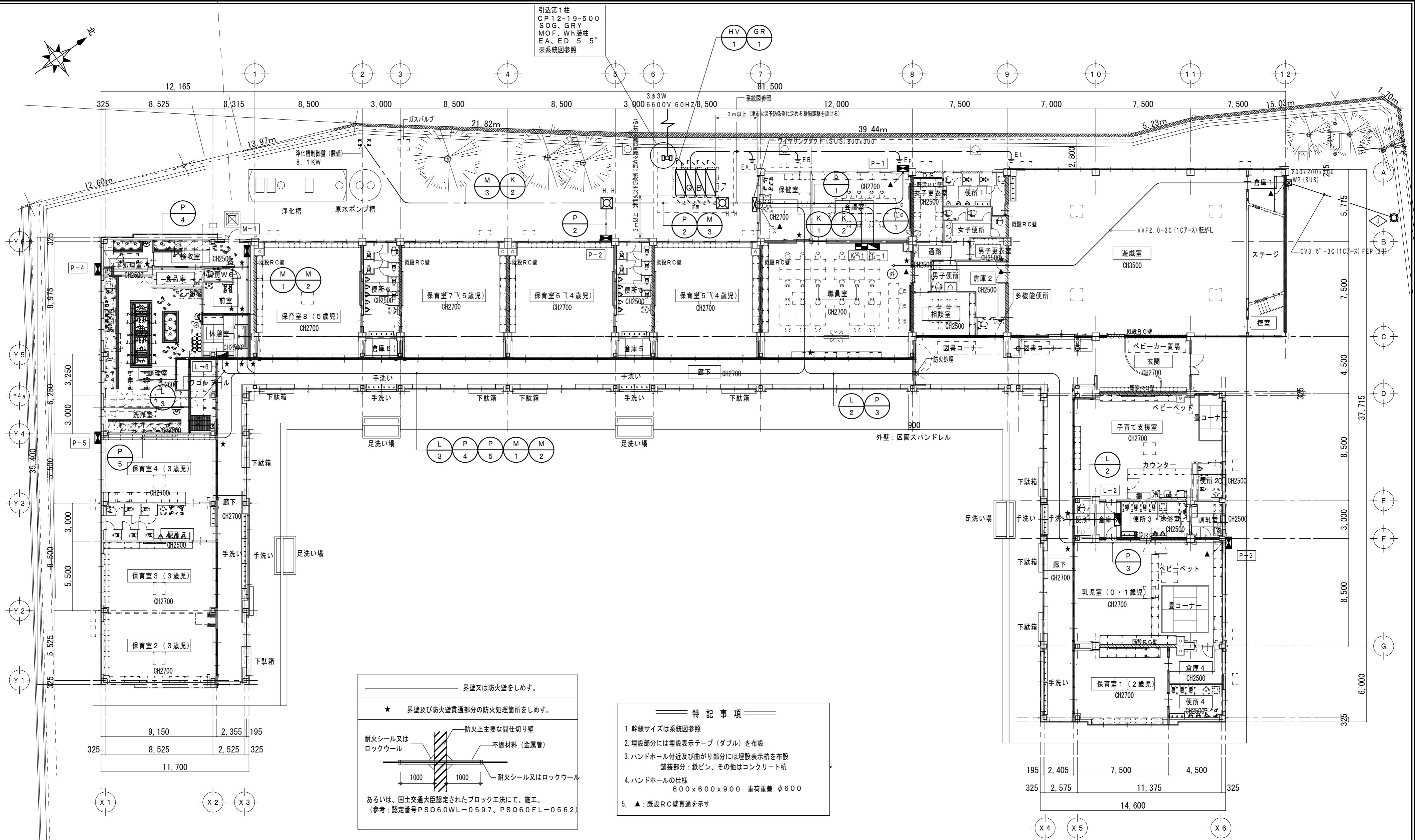
高圧及び幹線設備 系統図



特 記 事 項		 一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-699号 株式会社 前野建築設計 一級建築士 第117489号 前野初像 一級建築士 第320204号 前野将輝	一級建築士 第307846号 三橋五百子	一級建築士 第304509号 水谷浩	設計年月日	工事名称	津みどりの森こども園整備に伴う 津市立神戸幼稚園増築その他（電気設備）工事	図面番号	E-09
			一級建築士 第360917号 前田祐作			図面名称	動力分電盤結線図	縮 尺	NS (原図:A2)

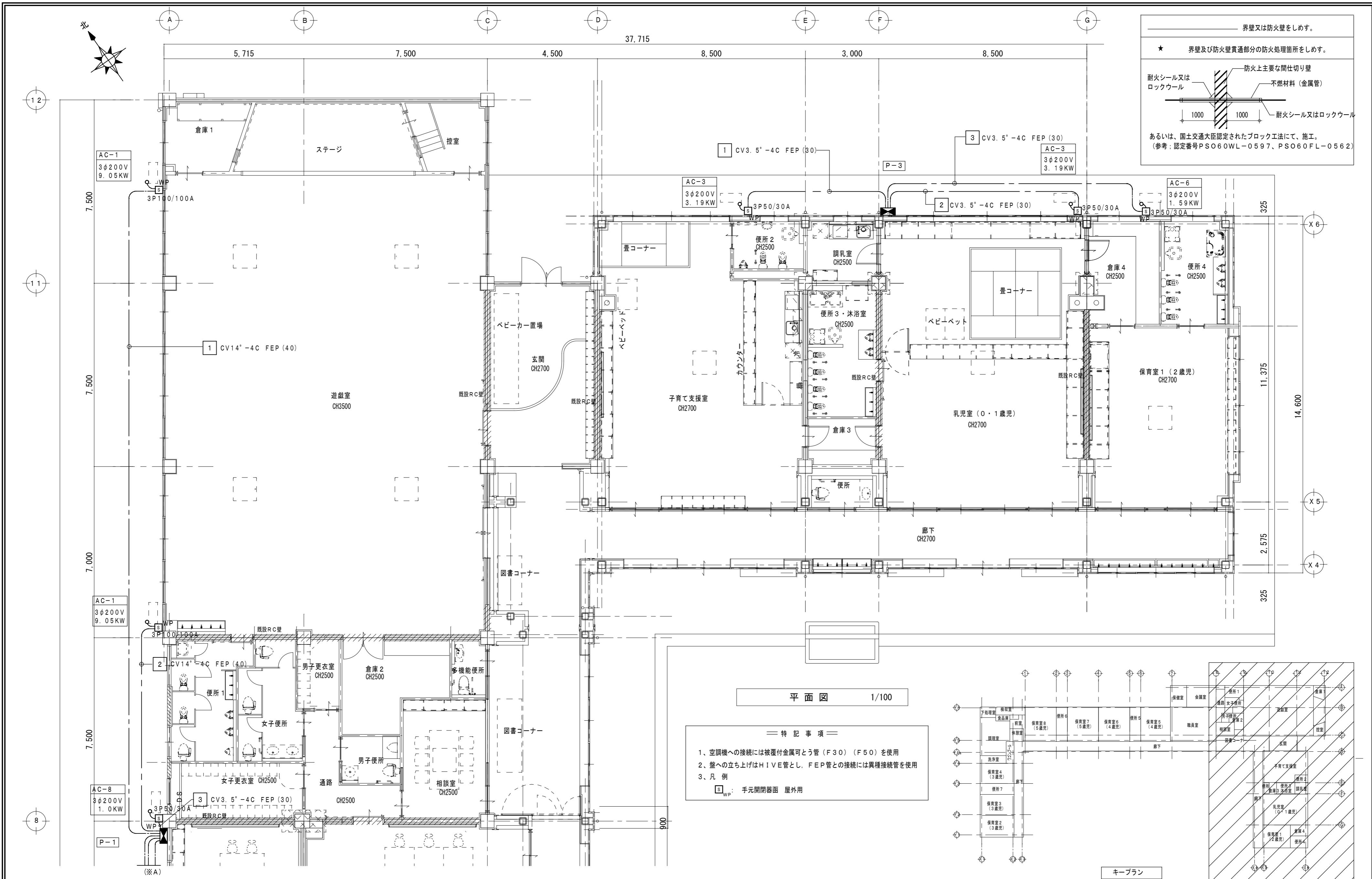


特 記 事 項		 <p>一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-699号          株式会社 前野建築設計  <small>一級建築士 第117489号 前野初像 一級建築士 第320204号 前野将輝</small> </p>	一級建築士 第307846号 三橋五百子	一級建築士 第304509号 水谷 浩	設計年月日	工事名称	津みどりの森こども園整備に伴う 津市立神戸幼稚園増築その他（電気設備）工事	図面番号	E-10
			一級建築士 第360917号 前田祐作		平成28年 月 日	図面名称	電灯分電盤結線図	縮 尺	NS (原図:A2)

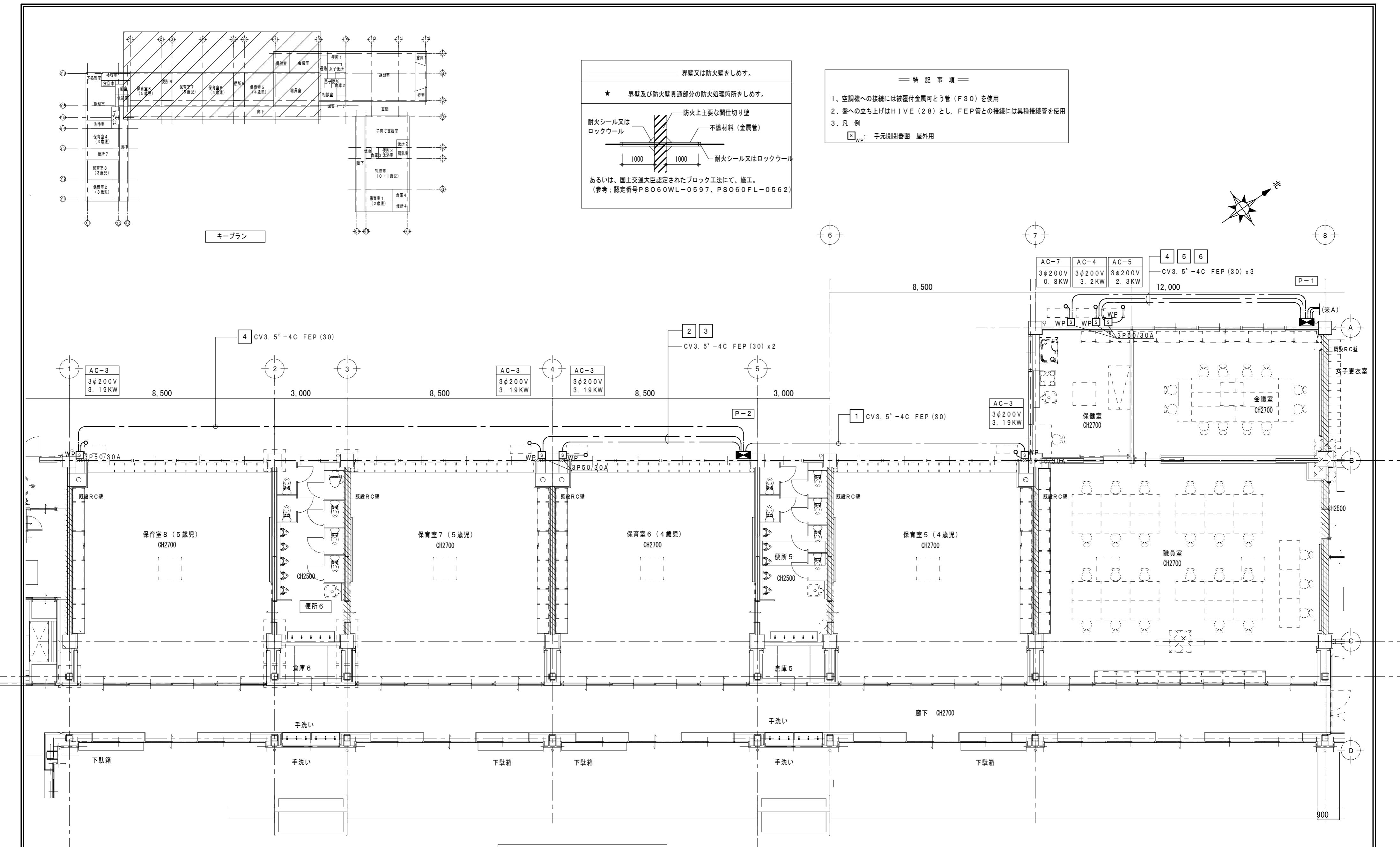


平面図 1/200

特 記 事 項	 <p>一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-699号          株式会社 前野建築設計  <small>一級建築士 第117489号 前野初像</small></p>	一級建築士 第307846号 <small>三橋五百子</small>	一級建築士 第304509号 <small>水谷浩</small>	設計年月日	工事名称	津みどりの森こども園整備に伴う 津市立神戸幼稚園増築その他（電気設備）工事	図面番号	E-11
		一級建築士 第360917号 <small>前田祐作</small>		平成年月日	図面名称	幹線設備図	縮尺	1/200 (原図:A2)

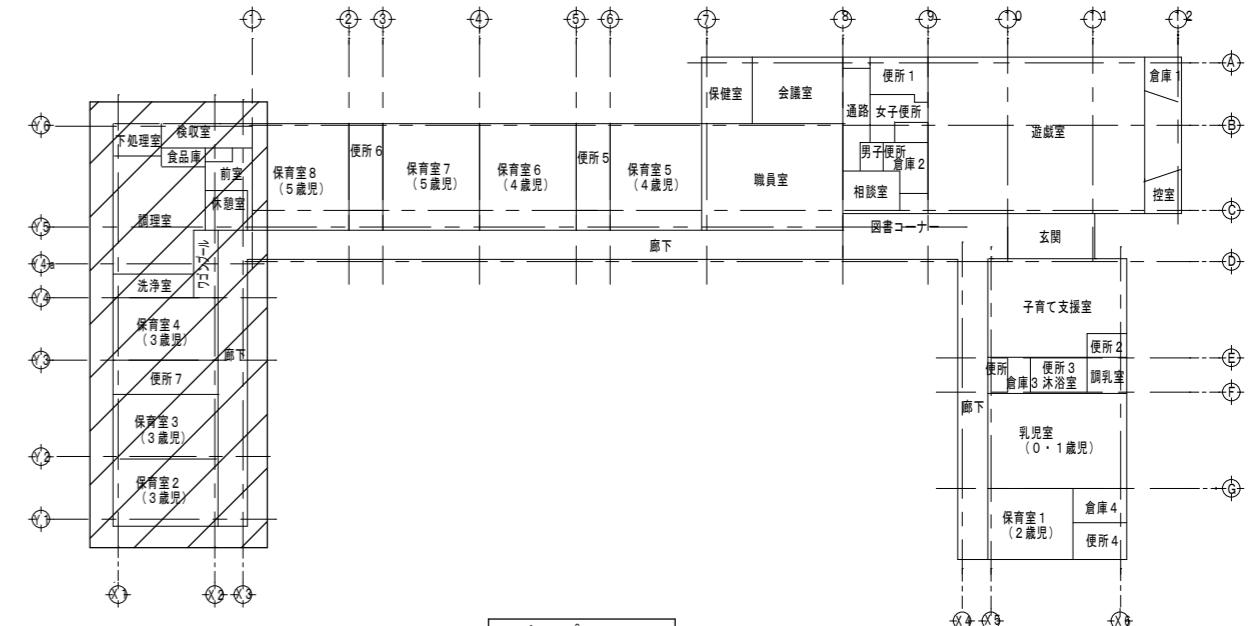
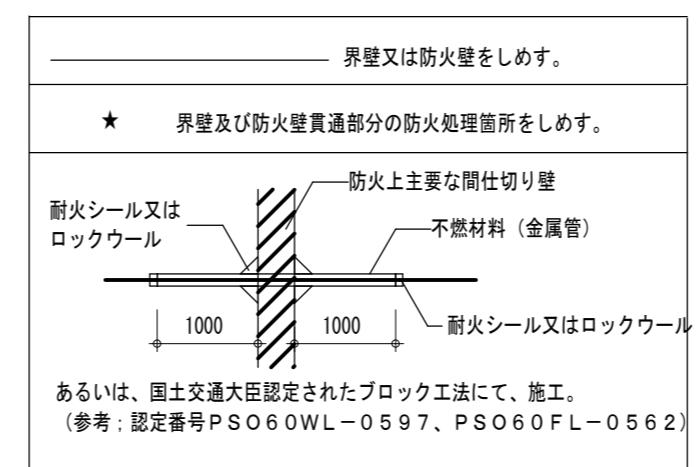
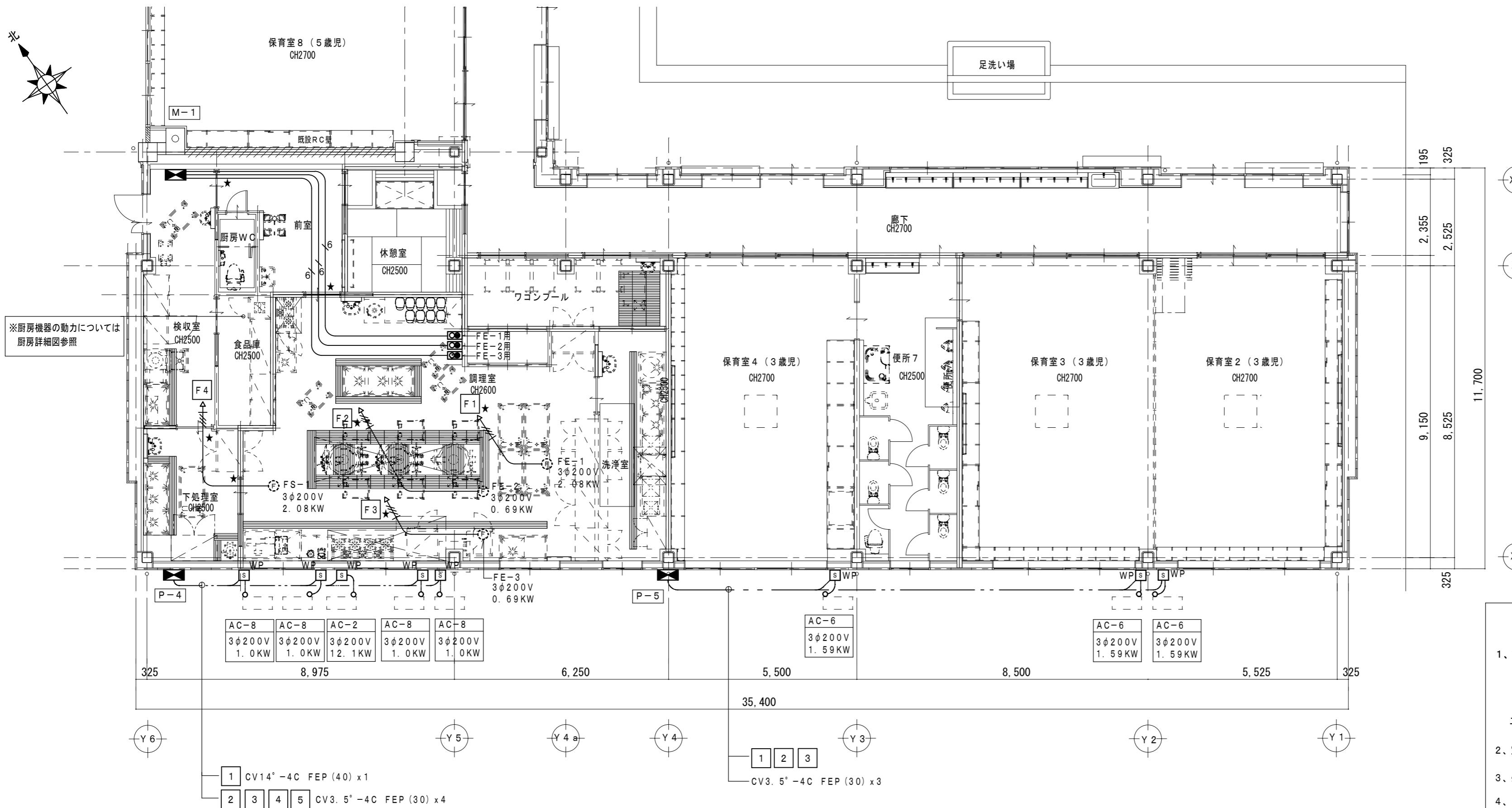


特 記 事 項		 一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-699号 株式会社 前野建築設計 <small>一級建築士 第117489号 前野初像 一級建築士 第320204号 前野将輝</small>	一級建築士 第307846号 三橋 五百子	一級建築士 第304509号 水谷 浩	設計年月日	工事名称	津みどりの森こども園整備に伴う 津市立神戸幼稚園増築その他（電気設備）工事	図面番号	E-12
			一級建築士 第360917号 前田 祐作		平成28年 月 日	図面名称	動力設備図 1	縮 尺	1/100 (原図:A2)



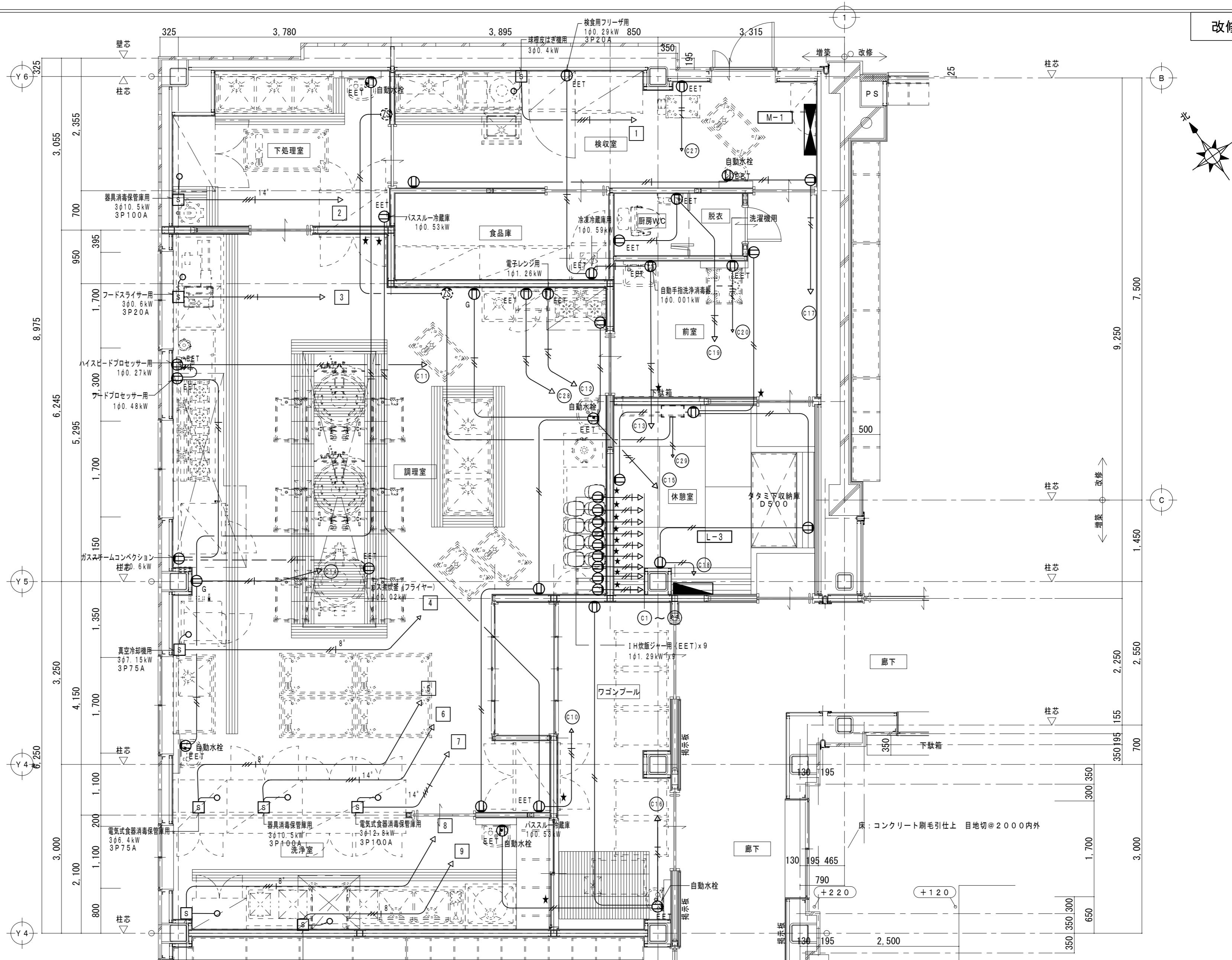
特 記 事 項		 <p>一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-699号          株式会社 前野建築設計  <small>一級建築士 第117489号 前野初像 一級建築士 第320204号 前野将輝</small></p>	一級建築士 第307846号 三橋五百子	一級建築士 第304509号 水谷浩	設計年月日	工事名称	津みどりの森こども園整備に伴う 津市立神戸幼稚園増築その他(電気設備)工事	図面番号	E-13
			一級建築士 第360917号 前田祐作			図面名称	動力設備図2	縮尺	1/100 (原図:A2)

特記事項	一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-699号 株式会社 前野建築設計 一級建築士 第11749号 前野初像	一級建築士 第307846号 三橋五百子 一級建築士 第320204号 前野特輝	一級建築士 第304509号 水谷 浩 一級建築士 第360917号 前田祐作	設計年月日	工事名称	津みどりの森こども園整備に伴う 津市立神戸幼稚園増築その他(電気設備)工事	図面番号	E-14
					図面名称		縮尺	1/100 (原図:A2)



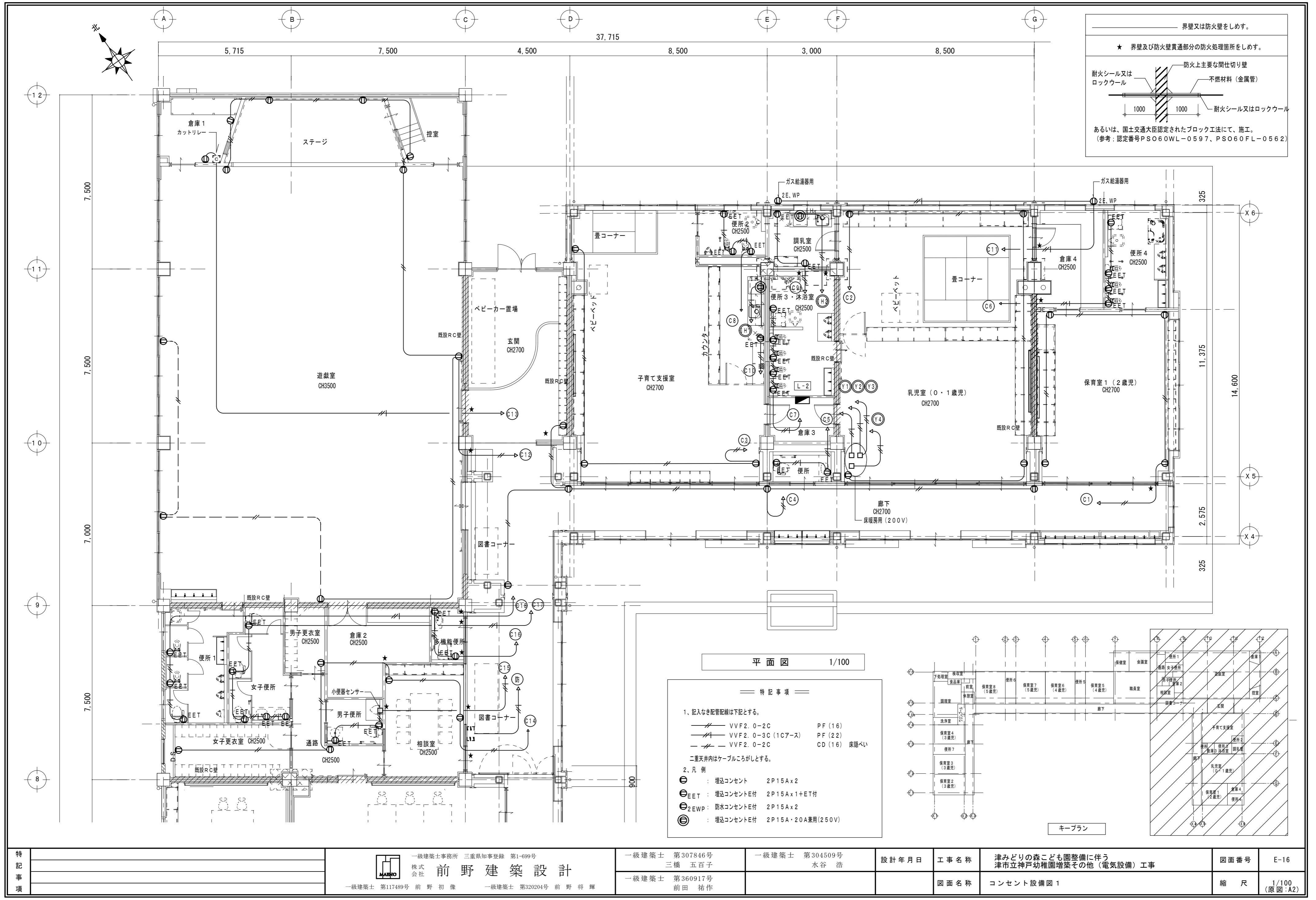
特記事項

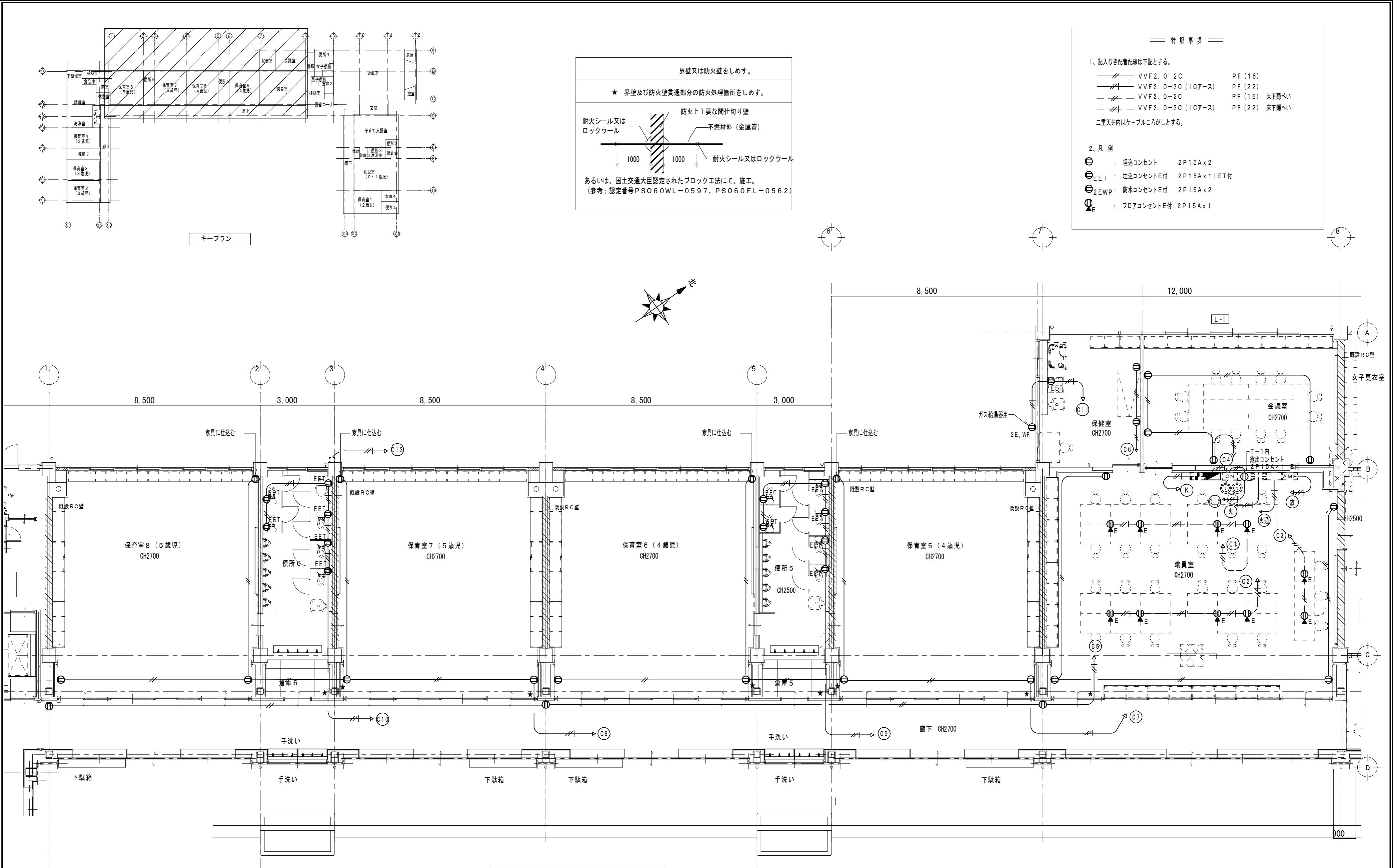
- 記入なき配管配線は下記とする
  - CV3. 5° -4C FEP (22)
  - CVV2° -6C FEP (22)
- 二重天井内はころがしとする
- 空調機への接続には被覆付金属可とう管 (F30) (F38) にて接続とする
- 外部盤への立ち上げはHIVEとし、FEPとの接続には異種接続管を使用
- FE-1とFS-1を連動とする
- 凡例
  - 操作用押し鉗 (ランプ付)



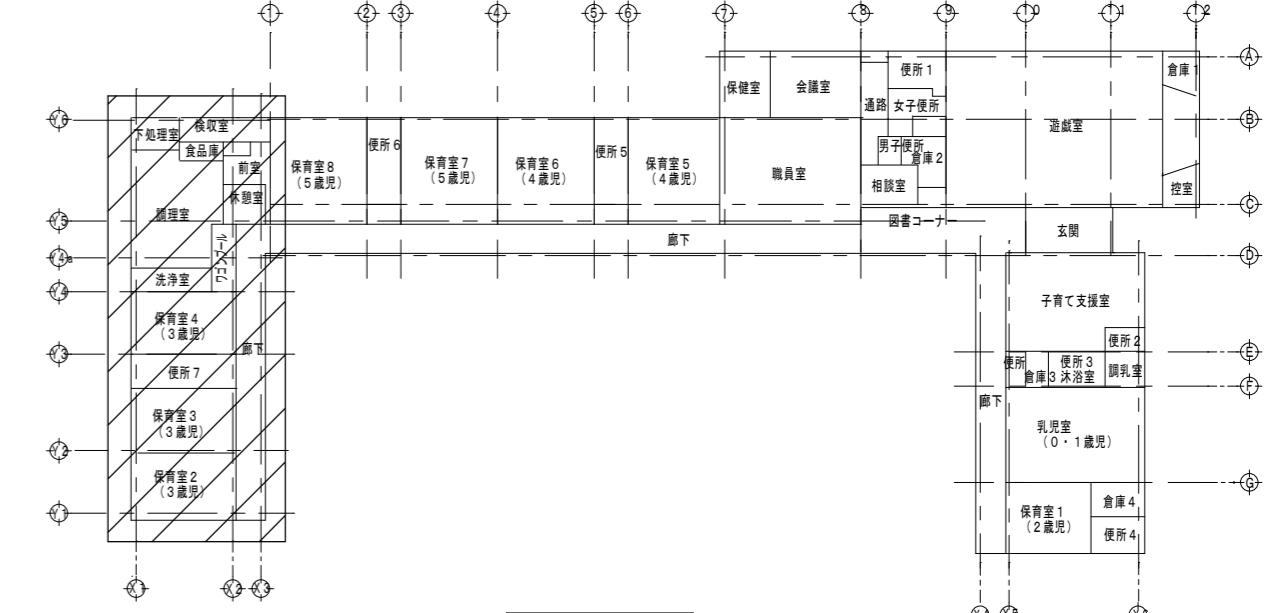
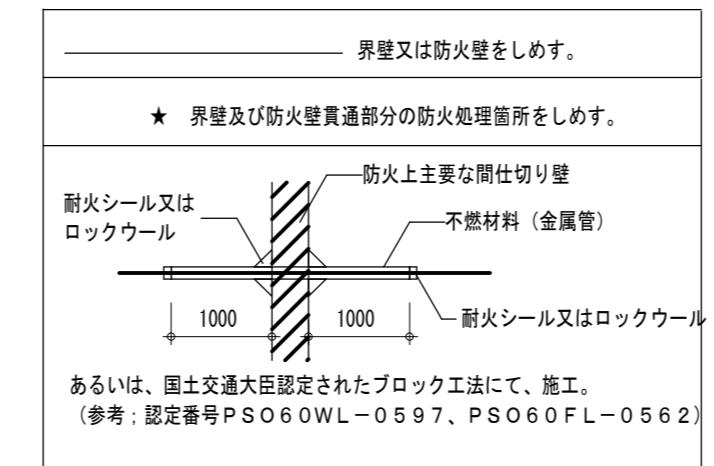
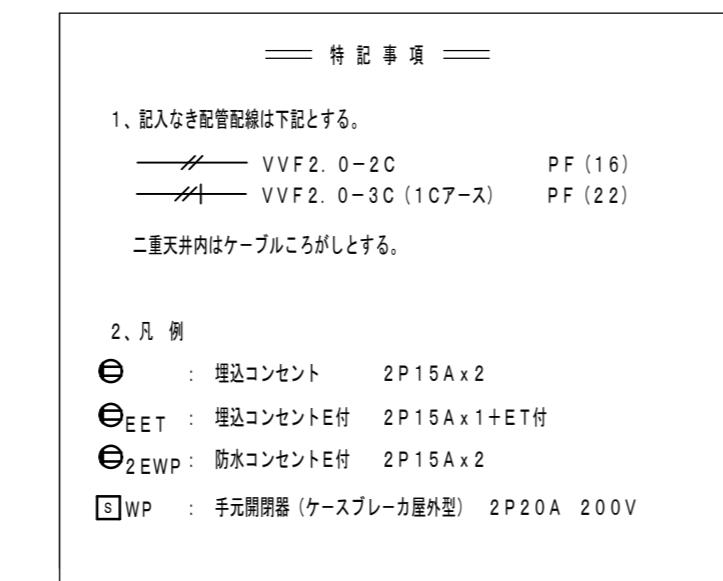
平面詳細図 1/50

特 記 事 項	一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-699号 株式会社 前野建築設計 一級建築士 第117489号 前野初像 一級建築士 第320204号 前野将輝	一級建築士 第307846号 三橋五百子	一級建築士 第304509号 水谷浩	設計年月日	工事名称	津みどりの森こども園整備に伴う 津市立神戸幼稚園増築その他(電気設備)工事	図面番号	E-15
		一級建築士 第360917号 前田祐作			図面名称	調理室 動力・コンセント設備図		
							縮尺	1/50 (原図:A2)

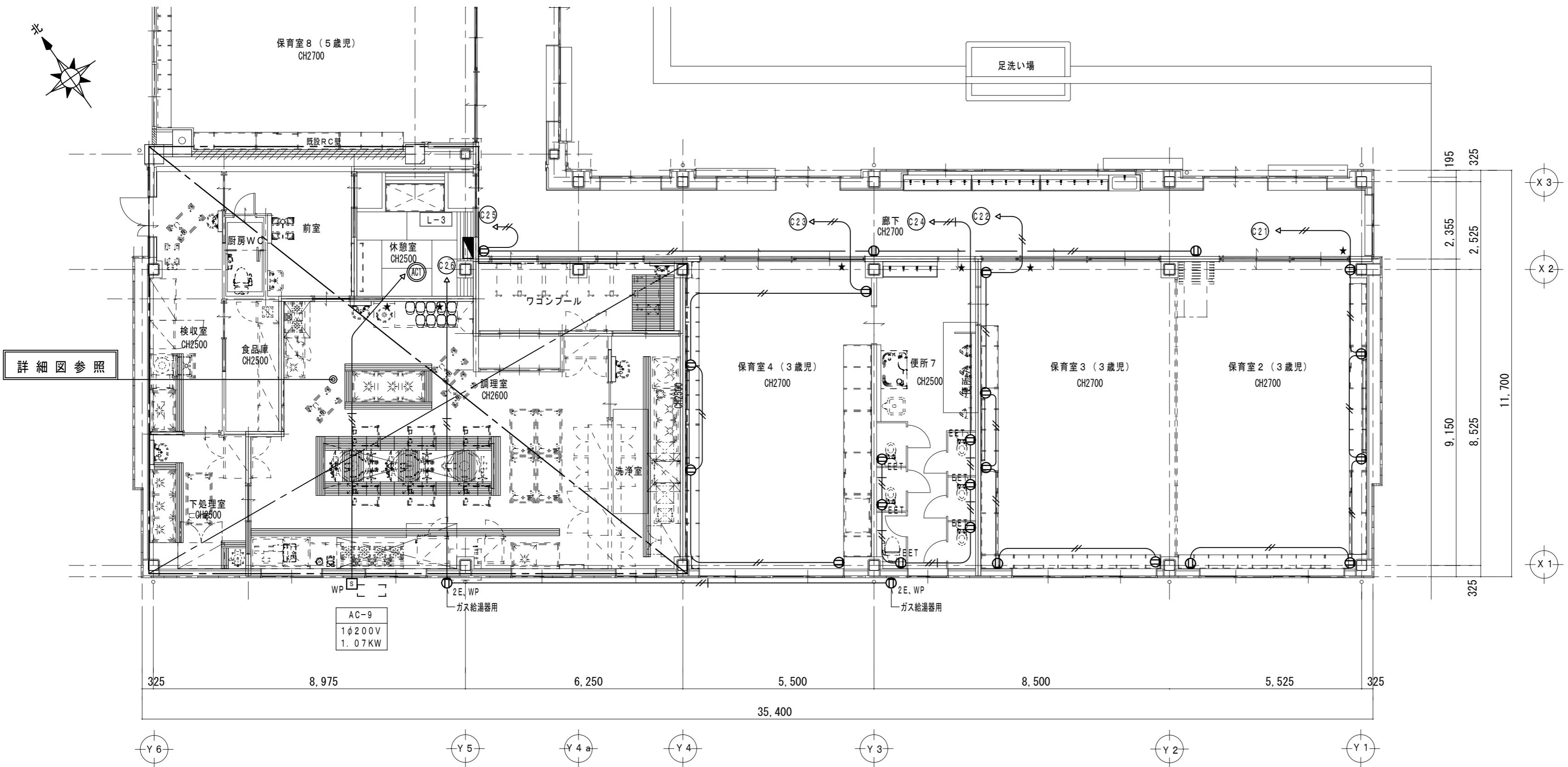




特 記 事 項		 一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-699号 株式会社 前野建築設計 <small>一級建築士 第117489号 前野初像</small>	一級建築士 第307846号 三橋五百子	一級建築士 第304509号 水谷浩	設計年月日	工事名称	津みどりの森こども園整備に伴う 津市立神戸幼稚園増築その他(電気設備)工事	図面番号	E-17
			一級建築士 第360917号 前田祐作			図面名称	コンセント設備図 2	縮 尺	1/100 (原図:A2)



キープラン



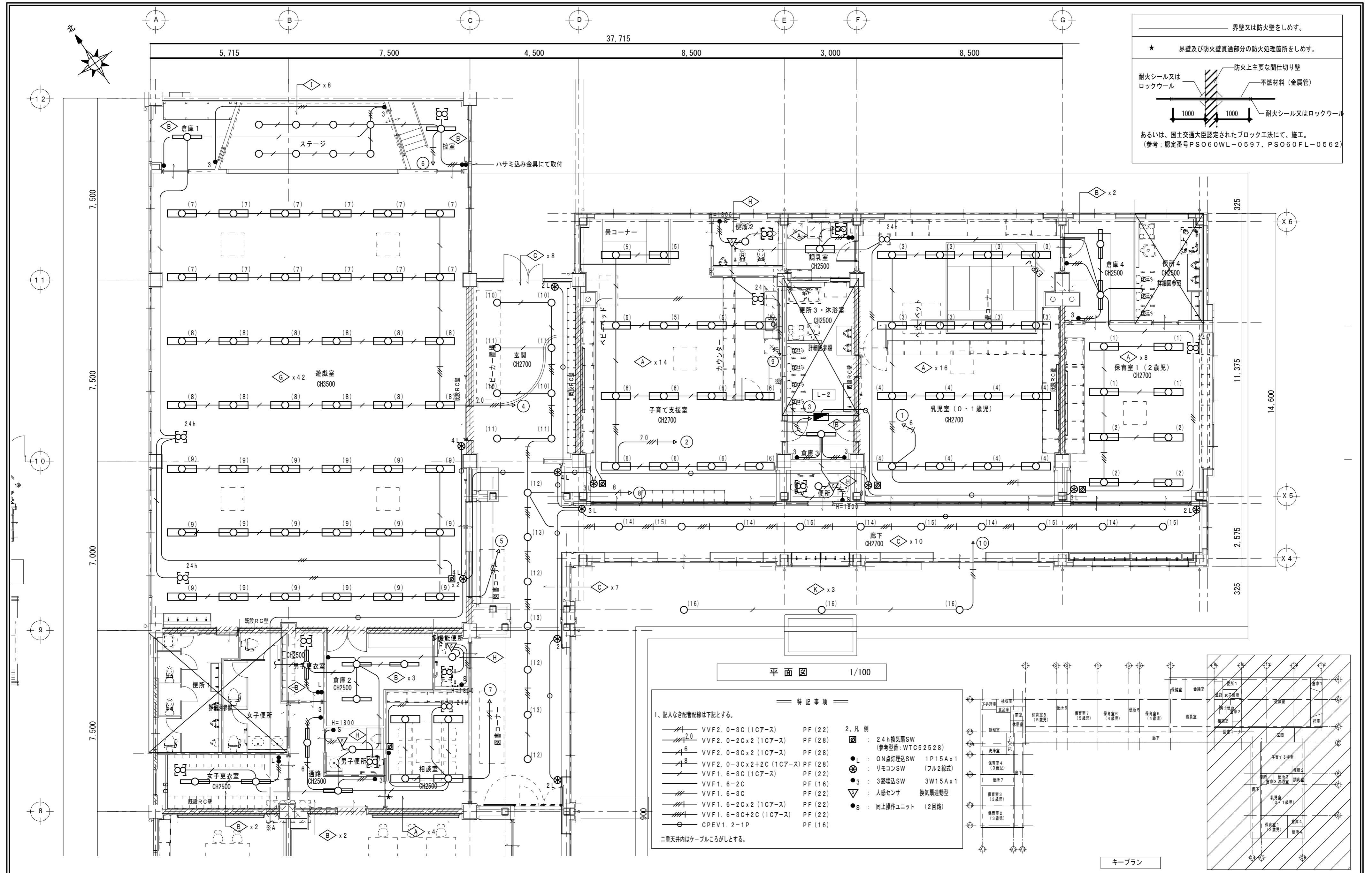
平面図 1/100

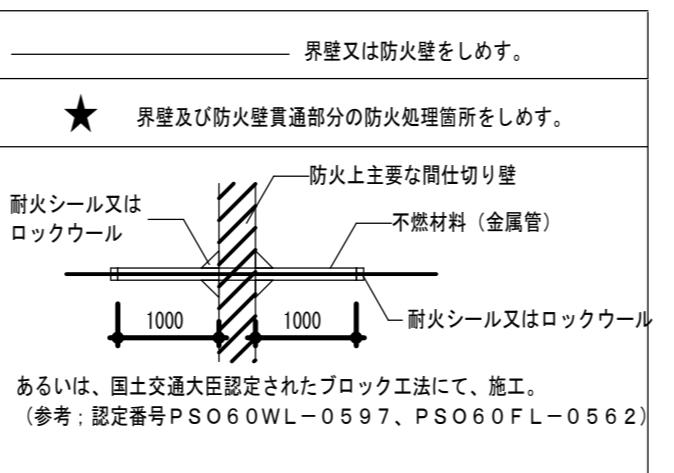
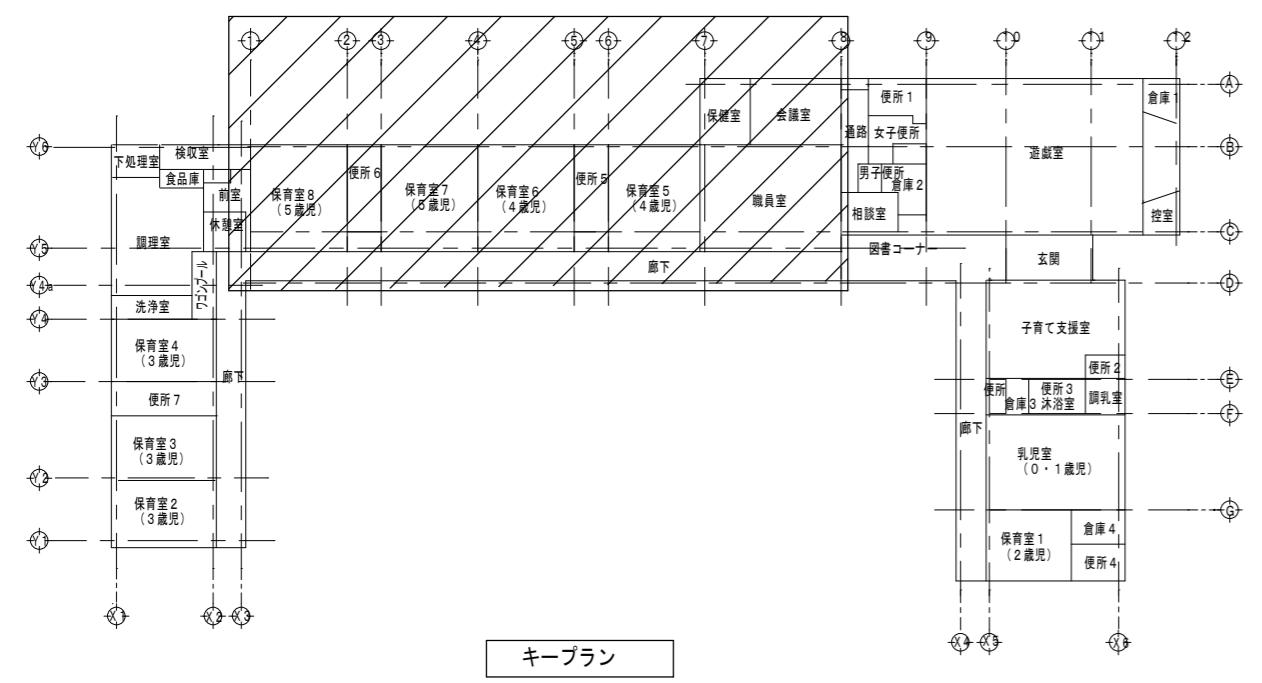
特 記 事 項		 <p>一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-699号          株式会社 前野建築設計          一級建築士 第117489号 前野初像</p>	一級建築士 第307846号 三橋五百子	一級建築士 第304509号 水谷浩	設計年月日	工事名称	津みどりの森こども園整備に伴う 津市立神戸幼稚園増築その他（電気設備）工事	図面番号	E-18
			一級建築士 第360917号 前田祐作			図面名称	コンセント設備図3	縮尺	1/100 (原図:A2)

照 明 器 具 姿 図

A	一体型LEDベースライト FHF32W×2高出力相当 消費電力 44.3W	B	一体型LEDベースライト FHF32W×1高出力相当 消費電力 21.5W	C	LEDダウンライト LED200形 FHT42形相当 消費電力 16.4W	D	一体型LEDベースライト FHF32W×2高出力相当 消費電力 44.3W	E	一体型LEDベースライト 防湿防雨型 FHF32W×2高出力相当 消費電力 44.3W
	公共型番: LSS9-6800LM		公共型番: LSS9-3200LM		公共型番: LRS1-1700LM		公共型番: LRS6-6600LM		公共型番: LSS9MP/RP-6450LM
F	LED 和風シーリングライト 消費電力 3.5W	G	一体型LEDベースライト FHF32W×2高出力相当 消費電力 44.3W	H	LEDダウンライト LED150形 FHT32形相当 消費電力 13.3W	I	LEDダウンライト LED200形 FHT42形相当 消費電力 15.9W	J	LEDポール灯 防雨型 ポール4.5m HF250W相当 消費電力 77W
	参考型番: LGBZ1806		公共型番: LRS6F1-4000LM		公共型番: LRS1-1300LM-1		参考型番 XNDN2000SE LE9		公共型番: LST1-6300LM
K	LEDダウンライト 防雨型 LED200形 FHT42形相当 消費電力 15.9W	L	LEDスポットライト 50形電球1灯相当 人感センサー付 消費電力 13W						
	公共型番: LRS1RP-1700LM		参考型番: LGWC45030WK						

特 記 事 項			一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-699号 株式会社 前野建築設計 一級建築士 第117489号 前野初像 一級建築士 第320204号 前野将輝	一級建築士 第307846号 三橋五百子	一級建築士 第304509号 水谷 浩	設計年月日	工事名称	津みどりの森こども園整備に伴う 津市立神戸幼稚園増築その他(電気設備)工事	図面番号	E-19	
				一級建築士 第360917号 前田祐作			図面名称	照明器具姿図	縮 尺	NS (原図:A2)	





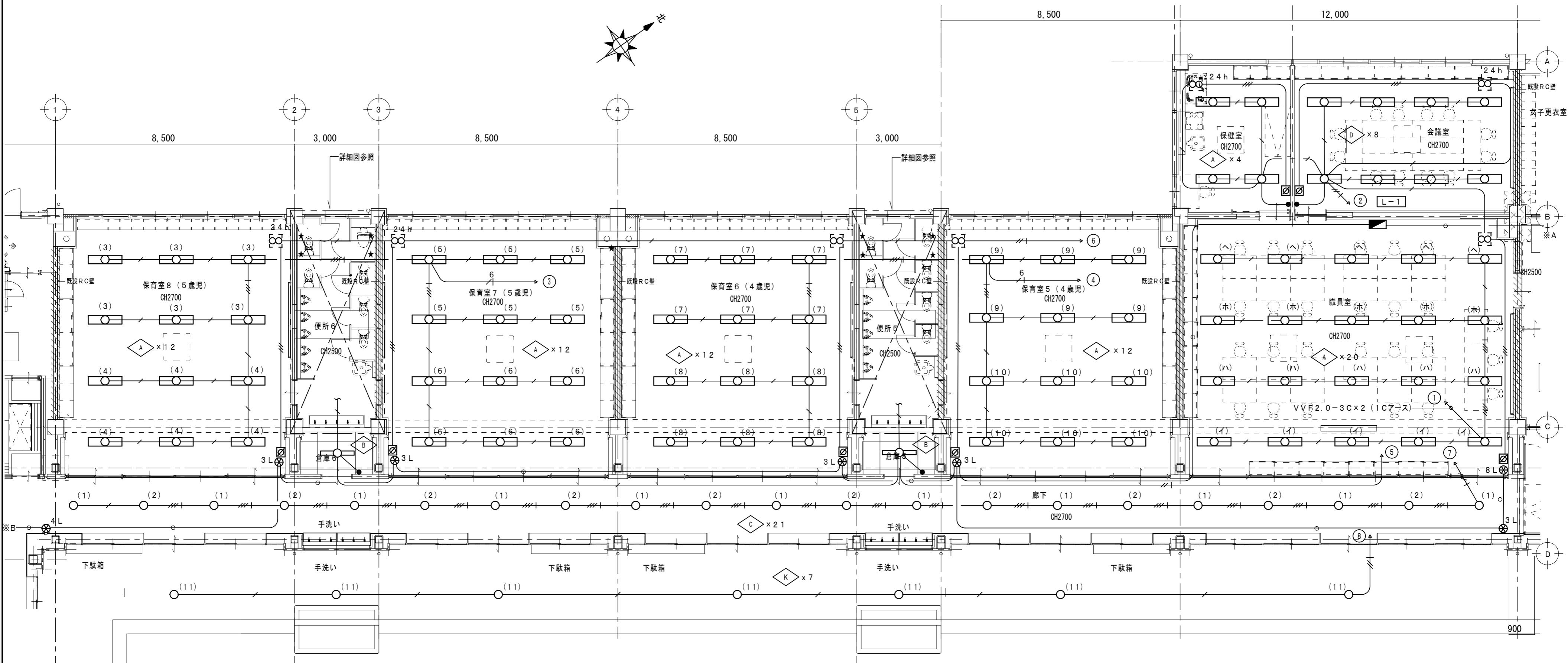
= 特記事項 =

なき配管配線は下記とする

- VVF2. 0-3C (1Cアース) PF (22)
- ← VVF1. 6-3C (1Cアース) PF (22)
- VVF1. 6-2C PF (16)
- VVF1. 6-2C×2 (1Cアース) PF (22)
- VVF1. 6-3C+2C (1Cアース) PF (22)
- <sup>6</sup> → VVF1. 6-3C×2 (1Cアース) PF (28)
- CPEV1. 2-1P PF (16)

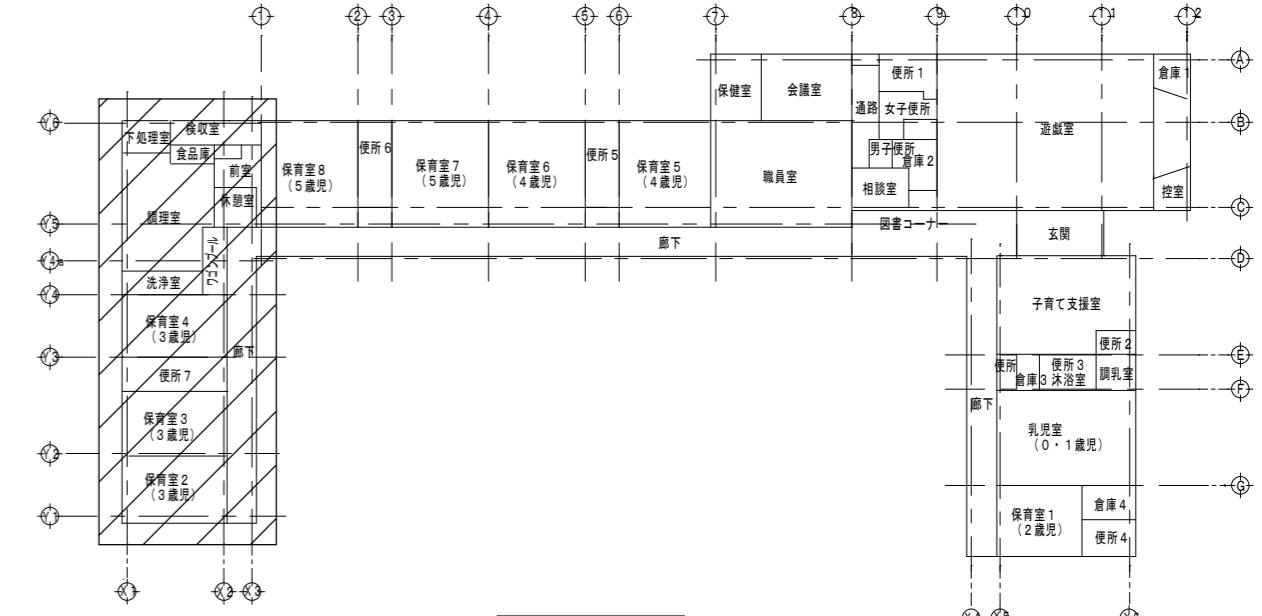
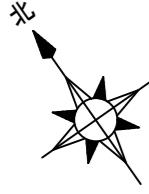
重天井内はケーブルころがしとする

: 24h換気扇SW  
(参考型番: WTC52528)

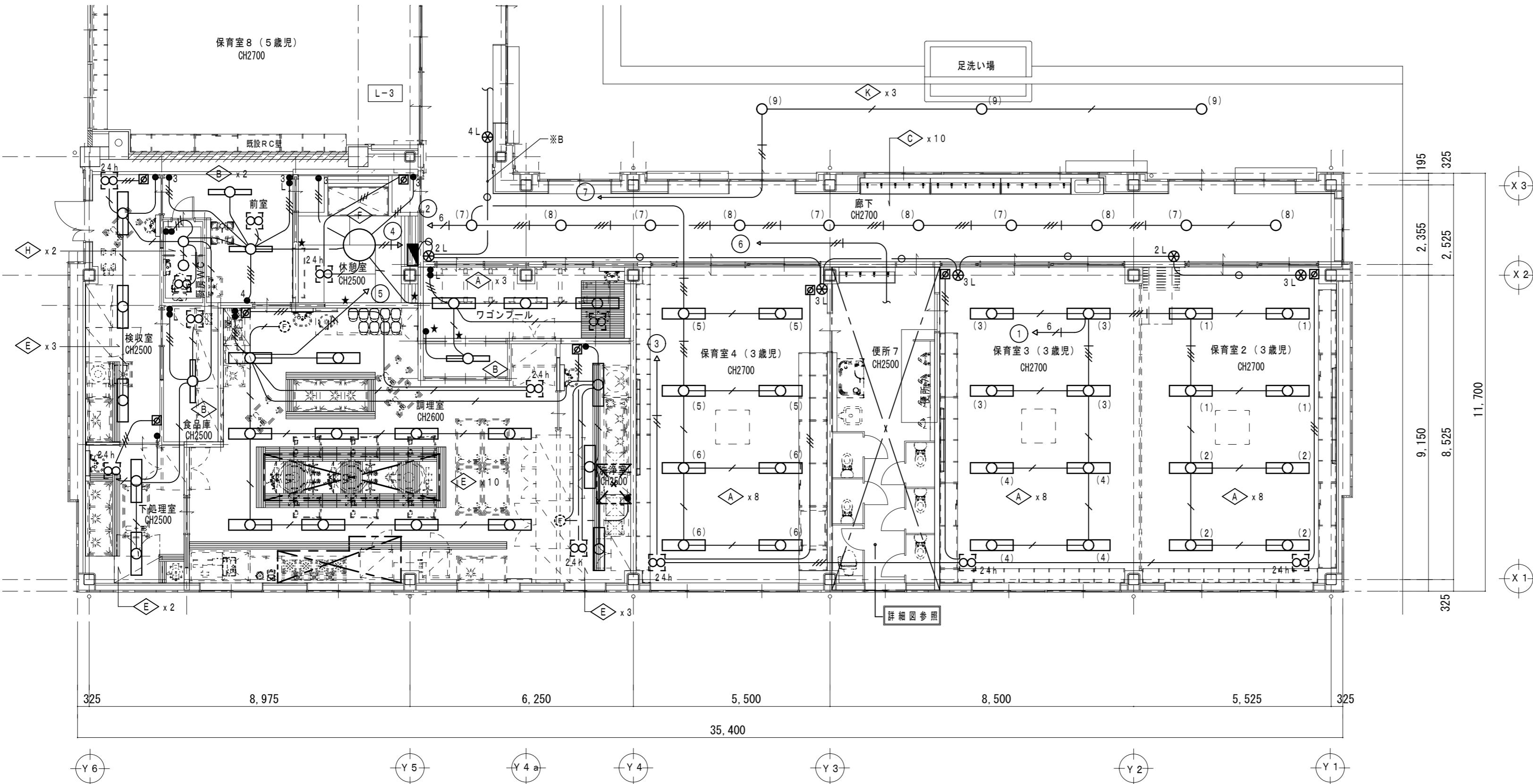


平面図 1/100

特 記 事 項	 一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-699号 株式会社 前野建築設計 <small>一級建築士 第117489号 前野初像 一級建築士 第320204号 前野将輝</small>	一級建築士 第307846号 三橋五百子	一級建築士 第304509号 水谷浩	設計年月日	工事名称	津みどりの森こども園整備に伴う 津市立神戸幼稚園増築その他（電気設備）工事	図面番号	E-21
		一級建築士 第360917号 前田祐作			図面名称	電灯設備図2	縮尺	1/200 (原図:A2)

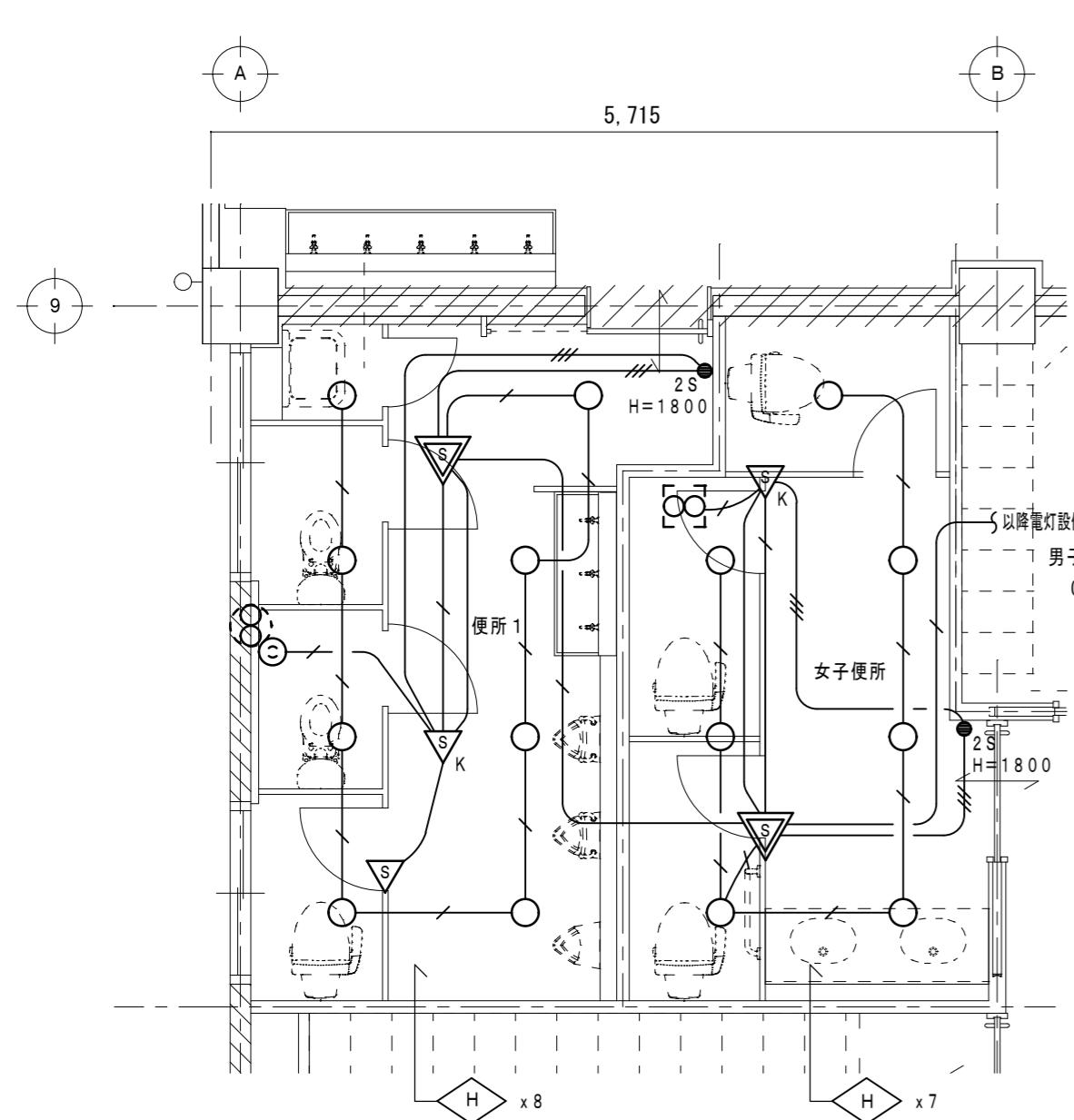


キープラン

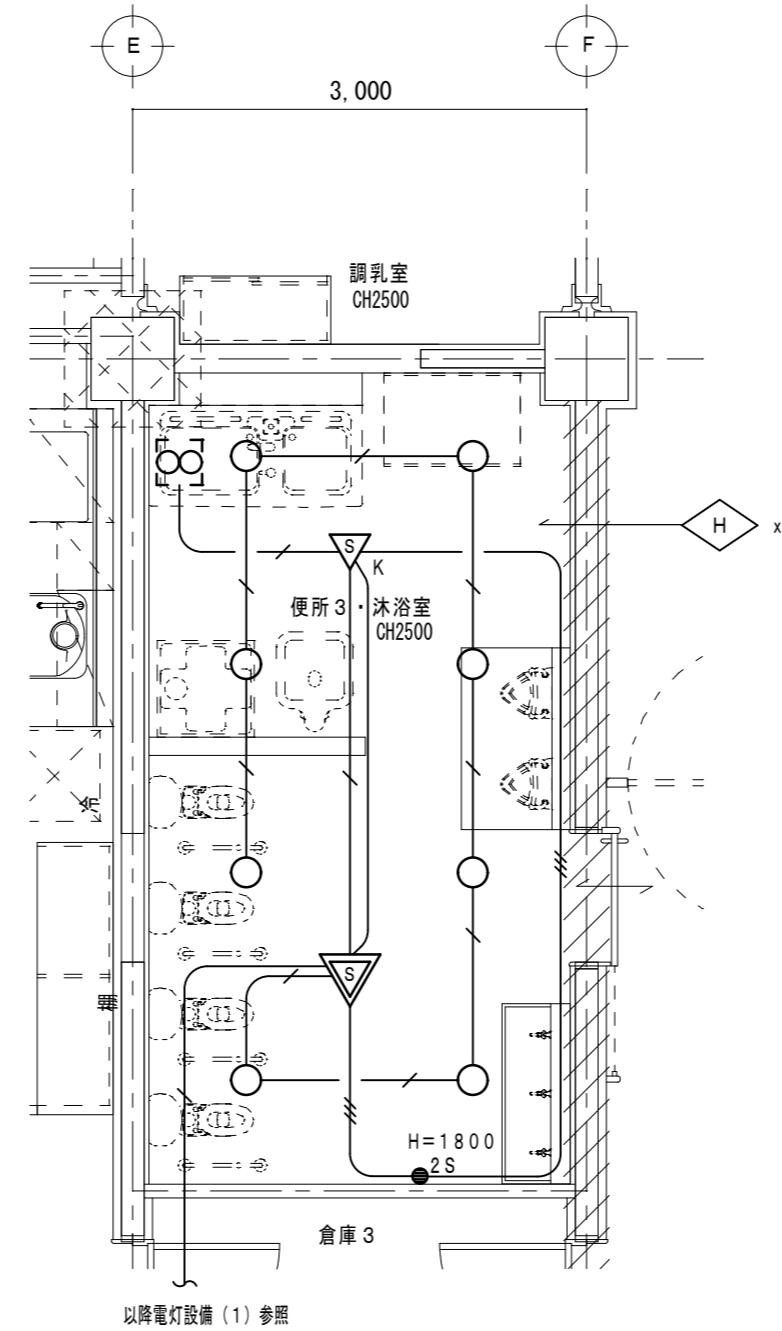


平面図 1/100

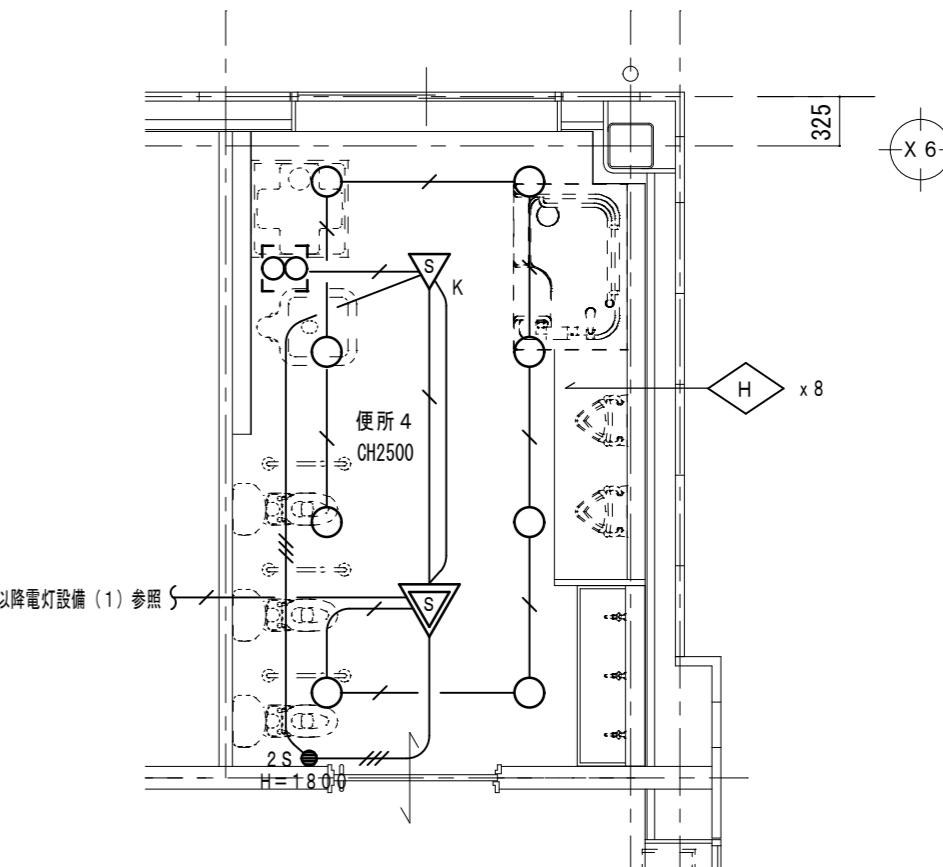
特 記 事 項		 <p>一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-699号          株式会社 前野建築設計          一級建築士 第117489号 前野初像</p>	一級建築士 第307846号 三橋五百子	一級建築士 第304509号 水谷浩	設計年月日	工事名称	津みどりの森こども園整備に伴う 津市立神戸幼稚園増築その他(電気設備)工事	図面番号	E-22
			一級建築士 第360917号 前田祐作			図面名称	電灯設備図3	縮尺	1/100 (原図:A2)



便所 1 平面詳細図 1/50



便所 3 平面詳細図 1/50



便所 4 平面詳細図 1/50

特記事項

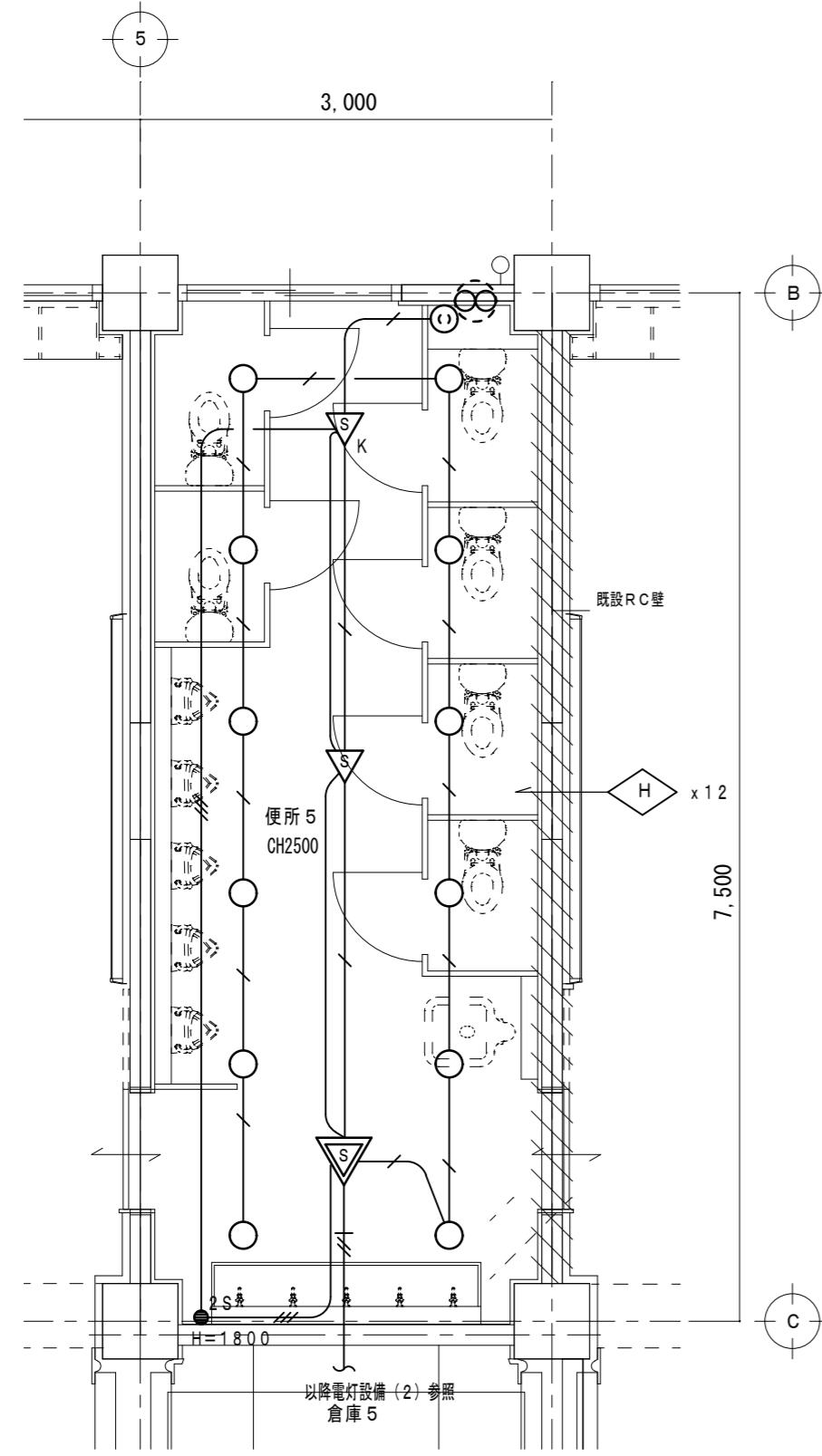
1. 記入なき配管配線は下記とする。

- VVF1.6-3C (1Cアース) PF (22)
- VVF1.6-2C PF (16)
- VVF1.6-3C PF (22)

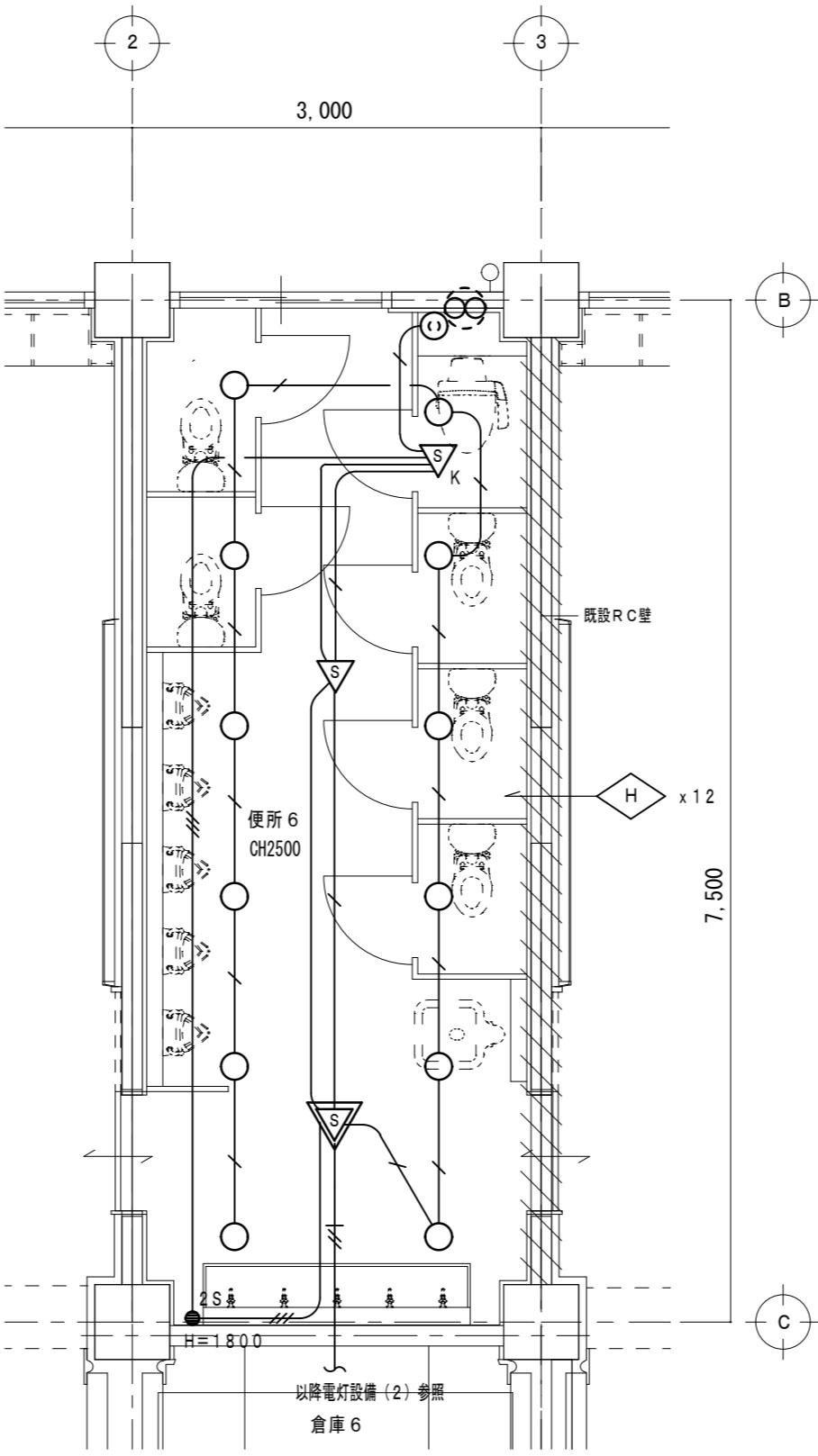
\* 二重天井内はケーブルころがしとする。

2. 凡例

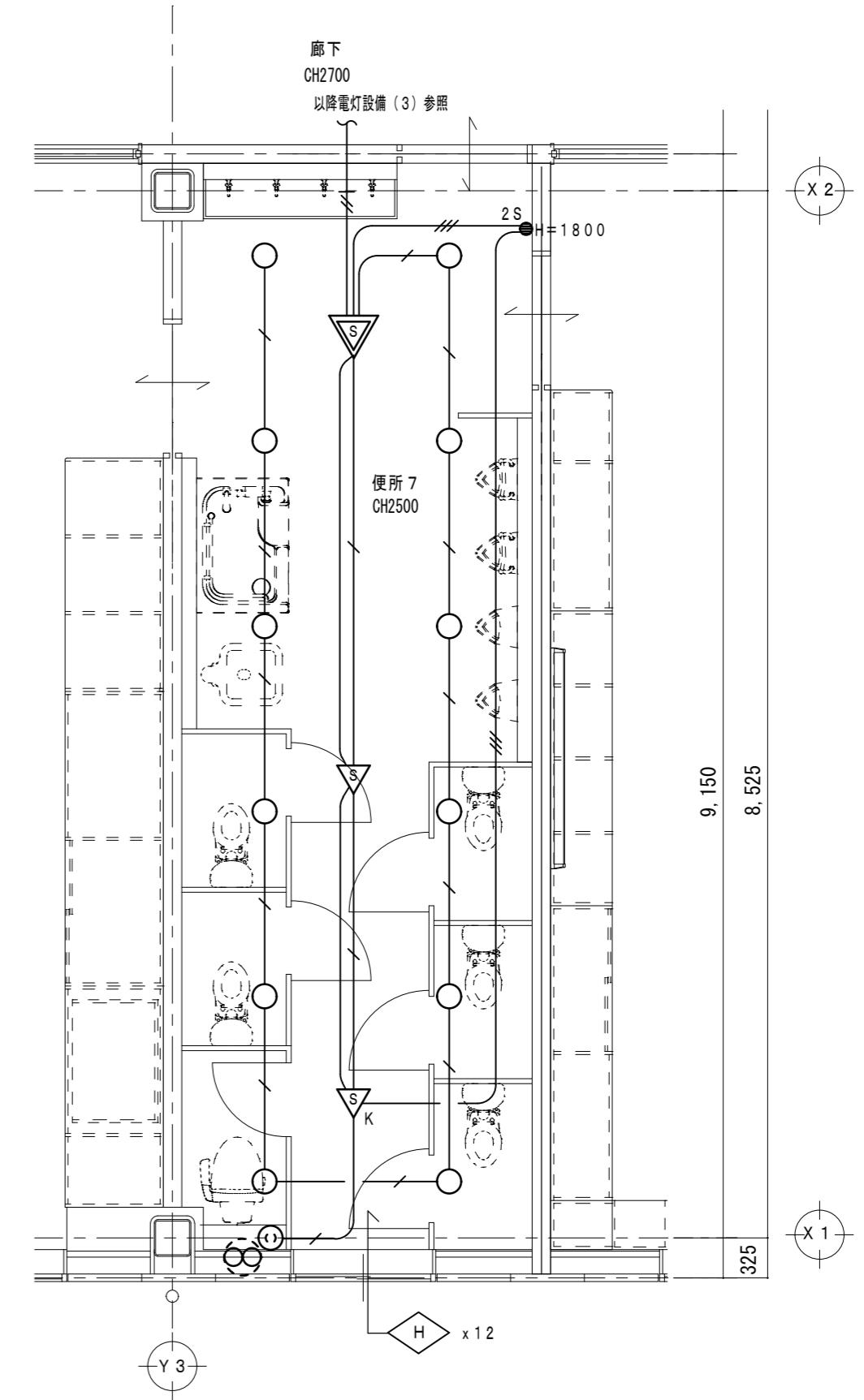
- : 熱線センサ機 8Aタイプ 広角検知型
- : 熱線センサ機 広角検知型
- : 熱線センサ機 械式接続端子付
- 2S : 操作ユニット 2回路用



便所 5 平面詳細図 1/50



便所 6 平面詳細図 1/50



便所 7 平面詳細図 1/50

特記事項	
1. 記入なき配管配線は下記とする。	2. 凡例
— VVF2. 0-3C (1Cアース) PF (22)	▽ S : 熱線センサ機 8Aタイプ 広角検知型
— VVF1. 6-3C (1Cアース) PF (22)	▽ S : 熱線センサ機 広角検知型
— VVF1. 6-2C PF (16)	▽ SK : 熱線センサ機 換気扇接続端子付
— VVF1. 6-3C PF (22)	● 2S : 操作ユニット 2回路用
※ 二重天井内はケーブルこうじとする。	